
山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 へ の 回 答 書 （ 第 1 回 ）

令和7年5月21日

山梨西部広域環境組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第2章	8	イ (ア)	運営業務	「なお、公園緑地については、設計・建設業務で設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）や本組合がビオトープに設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）に係る維持管理を運営業務に含む」とありますが、維持管理の対象となるビオトープの電気・計装設備の概要についてご教示願います。 また、受注後に要求水準書に明記されていない電気・計装設備が判明した場合は、その維持管理費用について別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	現時点では、組合でビオトープに設置する電気・計装設備（建築電気設備を含む）はありません。 後段は、お見込みのとおりです。 なお、事業者側でビオトープに設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）は運営事業者の維持管理範囲に含まれます。
2	5	第2章	8	(1) イ (オ)	業務範囲 (運営業務)	ごみ焼却施設の処理過程で生成、回収した熔融スラグ、熔融メタル、金属類については事業者において売却先、再利用先を選定し資源化すると記載ありますが、この対象機種は、流動床ガス化熔融炉、シャフト式ガス化熔融炉と考えてよろしいでしょうか。（ストーカ炉は除外）	お見込みのとおりです。
3	5	第2章	8	(2) オ	業務範囲 (本組合が行う業務範囲)	新ごみ処理施設から回収される副産物（鉄、アルミ類、金属類、落じん灰等）は、本組合において資源化先や資源化業者を選定し、資源化を行うとありますが、金属類については流動床ガス化熔融炉、シャフト式ガス化熔融炉から出たものを除くとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第2章	10		事業者の募集・選定スケジュール（予定）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表から参加資格審査申請書類の受付までが短期間であるため、参加資格審査申請書類に関する質問回答のみ事前に公表いただけないでしょうか。	入札説明書に記載したスケジュールのとおりとします。
5	7	第2章	10		事業者の募集・選定スケジュール（予定）	スケジュール上には、現場見学会の記載が見当たらなかったのですが、開催は予定されていますか。	現場見学会の開催は予定していません。
6	8	第3章	1	(4)	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の配置	本件事業の期間を通じて運営事業者に所属した技術者を配置とありますが、みなし設置者としての申請となるため、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に記載されている自家用工作物の工事に関する保安の監督については、設計・建設期間は建設事業者を構成する代表企業に所属した技術者の配置とさせて頂けないでしょうか。	提案は認められません。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	8	第3章	2	(1) ア	各業務を行う者の要件	「建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」と記載がありますが、プラント設備の設計・施工を行う者の要件に関しては清掃施設監理技術者を配置すると考えてもよろしいでしょうか。	プラント設備については、建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を配置ください。入札説明書(令和7年5月21日改訂)をご参照下さい。 なお、「清掃施設工事業」に代わり「建築工事業」など、上記以外の工事業に係る監理技術者資格者証を有する者の配置を希望する場合は、対面的対話の際にご確認ください。
8	8	第3章	2	(1) ア	各業務を行う者の要件	「建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」と記載がありますが、監理技術者資格者証を有する者の専任配置期間は、監理技術者制度運用マニュアル記載の通り、本工事の準備工事開始以降と考えて宜しいでしょうか。尚、当該内容はプラント設備の設計・施工を行う者の要件に関しても同様に考えてもよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段は、お見込みのとおりです。
9	8	第3章	2	(1) ア	各業務を行う者の要件	「建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」と記載がありますが、また、監理技術者制度運用マニュアル記載の通り、工程上一定の区切りと認められる時点での途中交代が認められているように、設計製作期間と工事期間での監理技術者の途中交代をお認めいただけないでしょうか。尚、当該内容はプラント設備の設計・施工を行う者の要件に関しても同様に考えてもよろしいでしょうか。	監理技術者の途中交代については、監理技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合など、本組合がやむを得ないと判断した場合に限り、前任者と同等以上の技術力を有する技術者との交代を可とします。
10	8	第3章	2	(1) ウ	監理技術者の専任	建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることとありますが、専任配置は現場施工着手からと理解して宜しいでしょうか。	No. 8の回答をご参照ください。
11	14	第4章	2	(3) ア	契約を締結しない場合	ア 不公正入札について（ア）～（ウ）の定めがありますが、基本協定書（案）第5条(1)の通り、本件事業の入札に限って有効と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	14	第4章	2	(3) ア	不公正入札	（ア）から（ウ）はいずれも、本件事業に関して違反行為があり、各号に該当した場合のみを指すという理解でよろしいでしょうか。	No. 11の回答をご参照ください。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	21	第6章	4		入札提案書類	技術提案書の電子データは「CD-Rで3部」と記載がありますが、大容量になることを想定し、DVDの提出でもよろしいでしょうか。	DVDでの提出も可とします。
14	22	第6章	4	(5) イ (ア) a	施設計画基本数値	本計画で、年間発電量、年間消費電力、年間売電量を算出する根拠としては、甲府市の2020年1月から2024年12月の気象庁データから、読み取るものとし、冬季は1～3月の3か月、春秋は4～6月及び10～12月、夏季は7～9月と考えます。 それぞれ平均外気温度は、冬季は6.8℃、春秋は15.4℃、夏季は26.6℃と考えますが、この条件下で発電量、消費電力、売電量を算出すると考えてよろしいでしょうか。 この理解ではない場合は、入札の公平性を保つため、夏季・年平均・冬季に対応する月と、夏季・年平均・冬季の外気温度をご提示いただけないでしょうか。 また、ごみ処理量は要求水準書P.22_表2-2に記載の令和13年度の数値で算出すると考えてよろしいでしょうか。	前段は、季節毎の外気温度は、2020年1月から2024年12月の甲府市の気象庁データより以下の通りとします。 ・冬季（1月～3月）：6.8℃ ・春秋（4月～6月、10月～12月）：15.4℃ ・夏季（7月～9月）：26.6℃ 後段は、お見込みのとおりです。
15	26	第7章	5		技術提案書	「技術提案書を作成するに当たっては、…分冊による提出も可とする。」との記載がありますが、技術提案書提出の形式はキングファイル等によるバインディング方式を採用してもよろしいでしょうか。指定があればご教示ください。	バインディング方式の採用も可とします。
16	26	第7章	5	(1)	技術提案書	「提案図書は～A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）～」とありますが、技術提案書の様式15は全てA4版が指定となっております。A4版をA3版として作成することは可能でしょうか。	A4版書類はA4版にて提出ください。 なお、様式第15号-1-9（別紙1、2）及び様式第15号-2-3（別紙1）はA3版書類となっているため、こちらを綴じる際はA4版に折込みください。
17	26	第7章	5	(1)	技術提案書	配置計画図や建屋イメージ図、動線図など図面としてご説明した方がわかりやすい資料は、添付資料A3版として提出することと考えてよろしいでしょうか。	添付資料についてはA3版として提出することを妨げません。
18	26	第7章	5	(1)	技術提案書	技術提案書様式の内、別紙を添付する必要がある様式がございますが、別紙の添付は当該様式の直後として提案図書にとじ込むとの理解で宜しいでしょうか。また、別紙については様式と同様に各ページ下中央に提案図書全体を通した通し番号をふるとの理解で宜しいでしょうか。例えば仮に、様式第15号-2-1運転管理体制が、20/40ページだとしたら、その後ろに添付する様式第15号-2-1（別紙1）は、21/40ページとするとの理解で宜しいでしょうか。	前段、後段のいずれもお見込みのとおりです。 様式第15号-2-1運転管理体制が、20/40ページだとしたら、その後ろに添付する様式第15号-2-1（別紙1）は、21/40ページとするとの理解で問題ございません。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
19	27	第7章	6	(2) ウ	保険	「組立保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険及びその他必要な保険に加入すること」とありますが、これらの保証内容を充足していれば、必ずしも列挙している保険に加入する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	28	第7章	6	(3)	要求水準書 範囲外の提案	「要求水準書に規定されている内容以外の提案については、あらかじめ入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）及び対面的対話において」とありますが、「要求水準書に規定されている内容以外の提案については、あらかじめ入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）もしくは対面的対話において」としていただけないでしょうか。また、「質問回答及び対面的対話議事録は本組合ホームページにおいて公表するが」との記載がありますが、公表の可否については事業者との協議とさせていただけないでしょうか。	前段は、「要求水準書に規定されている内容以外の提案については、あらかじめ入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）もしくは対面的対話において」に読み替えます。後段は、個別回答を希望した内容に限り、公表の可否について事業者との協議としますが、判断基準は入札説明書P.45の対面的対話実施要領に示す個別回答に係る判断基準を準用します。
21	29	第7章	6	(4) イ (イ)	下水道料金について	使用量の算出は上水道の使用量と井水の使用量の合計とすると記載がございますが、要求水準書P8 3.10.2 排水に、プラント排水はできるだけ水処理して再利用に努める方針とするとされております。そのため、下水道に放流するラインに流量計を設置、その流量を下水道使用量とし、減免申請をすることをお認め頂けますでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
22	29	第7章	6	(5)	業務の委託	「事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」とございますが、基本契約書（第11条）が、ここである本組合様の書面の承諾に該当し、基本契約書第11条の範囲での再委託は別途の書面承諾なく可能と理解してよろしいでしょうか。	提案は認められません。
23	29	第7章	6	(6) ア	雇用等への配慮	「できるだけ構成市町の地元企業の活用にあつめること。」とありますが、地元企業の要件は、構成市町内に本社を持つ企業と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	33	別紙3	2	(2)	運営業務に係る対価	ごみ焼却施設運営業務委託料A(変動費)の算定方法については、各支払期の「焼却処理量(実績値)」を元に算出することとなっていますが、「ごみ搬入量(実績値)」を元に算出することに変更いただけないでしょうか。	提案は認められません。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
25	33	別紙3	2	(2)	運營業務に係る対価	運營業務委託費料A（変動費）に燃料費の記載がございますが、運營業務委託費料B（固定費）に変更させて頂けますようお願い致します。（焼却炉の立上げ下げ、非常用発電機に燃料は使用するもので処理量に応じた変動費に該当しないためです。）	運營業務委託料Bに変更する提案を可とします。
26	34	別紙3	4	(1) ア	物価変動等の指標	国土交通省等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合とありますが入札公告の前にも「令和3年12月21日通達 公共工事の円滑な施工確保について」等の通達が出ておりますので事業者から申し出たときは協議をお願いします。	各種通達を踏まえ誠実に対応します。
27	35	別紙3	4	(2)	改定の条件	物価変動等による改定の条件として、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に適用される規定となっていますが、職員給与等への反映性向上のため、±1.0%に見直し頂けないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
28	39	別紙4	2	(4) ア	運營業務に係る対価の減額等の措置	焼却施設に起因するものは運營業務委託料Bが減額の対象となり、粗大ごみ施設に起因するものは運營業務委託料Dが減額の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	40	別紙5			電気料金（買電、売電）とインセンティブの取扱い	FIT制度と異なり、FIP制度の場合は、発電事業者がFIP電源の売却先を選択することができますが、FIP電源をA社、非FIP電源をB社に売却することについて、運用上成立する方法がないと理解しております。したがって、FIPおよび非FIPの余剰電力の売却先については同一期間、同一の小売電気事業者であり続けるという理解でよろしいでしょうか。	具体的な契約先は受注後の協議によるものとします。
30	41	別紙5	2	(2)	非バイオマス分の余剰電力	非バイオマス分の余剰電力について、東電 EP の売電価格算定制度に基づき算定した売電価格と記載がありますが、当該価格は下記HPに公開されている単価との理解でよろしいでしょうか。 https://www.tepco.co.jp/ep/shin-ene/pdf/koujou_20250401.pdf	お見込みのとおりです。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
31	44	別紙6	2		対面的対話実施要領 事前資料の提出	事前資料の提出について、参加者は令和7年6月4日までに電子メールを送付するとありますが、参加資格審査結果通知は6月11日となっています。資格審査結果が前倒しとなるのか、合格見込みで質疑の提出を認められるのかどちらでしょうか。	事前資料のうち、様式第9号-1及び様式第9号-2は、スケジュールの都合上、参加資格審査に合格する見込みで提出を認めるものになります。 なお、参加資格審査の結果、不合格となった企業グループに対しては対面的対話を実施しませんので、事前提出いただいた質問に対しての回答はいたしません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1編 第2章			用語の定義 (工場棟)	(仮称) ごみ処理施設を構成するとありますが、新ごみ処理施設と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	第1編 第2章			用語の定義 (排出禁止物)	排出禁止物について、「本組合では受入・処理は行わないと構成市町と取り決めしているものをいう」と定義されておりますが、構成市町(5市6町)との取り決めは、内容が統一されると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2	第1編 第2章			用語の定義 (処理不適物)	処理不適物の定義として「処理対象物のうち、新ごみ処理施設での焼却処理及び破碎・選別処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。」と記載されておりますが、処理不適物とは、P22 表2-3 排出禁止物を含んでいるものとの認識でよろしいでしょうか。	処理不適物とは、構成市町にて収集する品目と定めているが、実際に処理しようとする設備に故障や不具合を起こす、又は起こしやすい品目のことを指しています。そのため排出禁止物を含んでいません(排出禁止物はそもそも収集されないことが前提のため)。
4	5	第3章	4	(1)エ (オ)	(1)設計・建設に係る業務 整備対象	公園緑地の整備に関して、電気・計装設備に関する項目がございますが、井戸ポンプ・電灯などの電動機容量、電圧をご教示ください。	現時点では要求水準書添付資料にて提示している情報が全てです。それ以外については、受注後の協議とします。なお、組合がビオトープで利用する井戸は自噴するのでポンプの設置は考えておりません。
5	6	第1編 第2章	3.9.2		敷地面積	現時点で利用不可用地がありましたらご教示願います。	利用不可用地はありません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6	6	第3章	3. 9. 3		計画地盤高	「新ごみ処理施設の設計・建設業務は、造成工事完了後を引渡し条件として行うものとする。」とありますが、造成工事から引き渡される状況について、以下ご教示ください。 ①引き渡される時点においては、盛土に伴う（圧密）沈下（盛土自身も含む）は終了した状態で引き渡されるとの認識でよろしいでしょうか。 ②盛土について造成業者に提示される条件（盛土工事の工事仕様書等）がありましたらご提示いただけないでしょうか。 ③引き渡される盛土の表面は十分強固であり、建設工事の重機、車両の通行に差し支えないとの認識でよろしいでしょうか。 ④建設工事実施時には、工場大型重機の安定設置に必要な地盤支持力を検討する必要があります。そのためには造成工事で実施する盛土部分の地盤支持力が必要となりますが、盛土部分の地盤支持力に関する資料（測定されたCBR値等）はご提示いただけるとの認識でよろしいでしょうか。ご提示いただけない場合は、受注者においての地盤調査が必要との認識でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②設計図書や各種図面は、令和7年5月28日まで組合ホームページ中のURLリンク先にて掲載していますのでご参照ください。なお、組合と造成業者との協議により変更となる場合があります。 https://yskkk.jp/?page_id=3250&preview=true ③建築物や外構設備を敷設して運用する上で必要な地耐力を有しているものであり、重機や工事車両の通行に必要な地耐力を保証するものではありません。よって、敷鉄板や砕石などの敷設は必要に応じて計画してください。 ④受注者にて地盤調査を行う必要があるものとご認識ください。
7	7	第3章	3. 9. 3		計画地盤高	「建設予定地における造成工事後の粗造成地盤高は、「添付資料03造成計画平面図に示すとおり」とありますが、建設工事に伴う建屋建設部分の鋤取りや、仮設通路の造成（例：FH+247緑地までのスロープ）などによる造成後の敷地を切土・盛土をすることが考えられます。不必要な切土・盛土を削減するために、事前の打ち合わせにより造成引渡しに先行して造成業者に造成計画を一部変更依頼することは可能でしょうか。また、可能な場合は無償協力願えるとの認識でよろしいでしょうか。（復旧は事業者負担）	提案は認められません。
8	7	第3章	3. 9. 3		計画地盤高	別途工事である造成工事から本工事へ引渡しされる際には、仮囲い等は撤去された状態であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	7	第3章	3.9.4		地質	「本調査結果では、～この層を支持地盤として杭基礎または、直接基礎により支持させることが可能と考えられる。」とありますが、入札段階においては支持地盤以深については強固と考えて構造計画を進めてよろしいでしょうか。	入札段階の設計や積算においては本調査結果を基に行うこととしますが、実施設計時には受注者にて必要な地質調査を実施し、確認の上で構造計画を行ってください。よって、要求水準書p.184の「6.1 工事範囲」の「(14)地質調査（必要に応じて実施）」は「(14)地質調査」と変更します。なお、受注者にて地質調査を行った結果、要求水準書添付資料04と受注者にて行った地質調査結果に乖離があり、入札段階に想定していた工事内容に変更が生じる場合には、費用の増減を含め受注者と本組合にて協議を行うものいたします。
10	7	第3章	3.9.5		土地利用規制	「令和7年度中に都市施設（ごみ焼却場及びごみ処理場）として都市計画決定される予定である。」とありますが、本施設は都市計画法第29条第一項第三号に示す公益上必要な建築物に該当することより開発許可は不要であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	7	第1編 第3章	3.9.5		土地利用規制	計画地が景観計画区域（田園景観形成地域）に該当する、とありますが、中央市景観形成基準において、建築物等の高さは15m以内もしくは30m以内（一部区域）と規定されております。一方で、環境影響評価書類等においては、建物高さは約35mと想定されているため、この高さ制限は適用されないものと考えて宜しいでしょうか。	現時点では、35m以内を基準として計画ください。なお、提案書提出後に中央市景観形成基準が適用されることが明らかになった場合には、契約書やリスク管理方針書に従って、対処するものいたします。
12	7	第3章	3.9.5	表1-3	緑化率	本敷地の緑化率について、本施設だけではなく、公園緑地も含めて山梨県環境緑化条例に記載の緑化率を確保する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	7	第3章	3.9.5	表1-3 注記	日影 平均地盤面高さ	「なお、平均地盤面は造成工事前の現況地盤とし、平均地盤面からの高さは4mを適用する。」との記載がありますが、日影規制での平均地盤高さは造成工事後（竣工時）の現況地盤高さ251mから4m低い247mを適用する。という解釈でよろしいでしょうか。	仮に平均地盤面が247mとすると、平均地盤面から4m高い251mの日影の状況で評価する、という解釈です。この4mというのは平均地盤面からの造成高さに関係なく、建築基準法で定められている基準高さとなります。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	8	第3章	3.9.7		公園緑地及びビオトープ	「公園緑地の整備工事は新ごみ処理施設の竣工に合わせて実施予定」の記載がありますが、公園緑地の整備工事は新ごみ処理施設竣工後に実施すると理解してよろしいでしょうか。もし竣工前に公園緑地整備工事を開始する場合は工事の開始時期と終了予定時期をご教示ください。	公園緑地の整備工事は、新ごみ処理施設の竣工に合わせて終了（竣工）する工程で実施する、という意味です。具体的な期間としては令和11年4月（開始）から令和13年3月（終了）を予定しています。
15	8	第1編第3章	3.10.1		用水	簡易水道取合点の想定給水圧力をご教示ください。	想定給水圧力は0.6MPaとなります。
16	8	第3章	3.10.1		用水	貴組合の井戸ポンプの吐出量、ポンプ吐出側の揚程などをご教示ください。	自噴しているため、ポンプを設置する予定はありません。自噴量などに関する情報として、要求水準書添付資料22として「ごみ処理施設整備に伴う地下水調査業務委託報告書」を追加します。
17	8	第3章	3.10.1		用水	ブランド用水に井水を使用可との記載がありますが、前処理設備要否の検討のため、井水水質分析結果をご教示ください。	要求水準書添付資料22として「ごみ処理施設整備に伴う地下水調査業務委託報告書」を追加します。
18	8	第1編第3章	3.10.1		用水	本組合にてさく井した井戸の深さ、水量及び水質をご教示ください。	NO.17の回答を参照ください。
19	8	第3章	3.10.2		排水	「雨水排水は、～建設予定地南側の位置で接続し」とありますが、雨水排水取合点位置には、別途造成工事で設置で設置した既設マンホール等があり、そちらに、今回工事の受注者側が管路等を接続するという理解でよろしいでしょうか。その場合、雨水排水取合点位置の接続管底高、管径、勾配、放流量の制限値等の条件はありますでしょうか。	雨水排水取合点位置には、造成工事でマンホールを設置するので、今回工事の受注者側が管路等を接続するという理解で間違いありません。また、雨水排水取合点位置の接続管底高、管径などの仕様については、接続高はFH=249.72m（枡天端をFH=251.00m）、管径はΦ600mm、取合点から法面までの勾配は0.5%で、それ以降は法面の勾配に沿って1号調整池に接続します。なお、建設予定地内の雨水を直接放流する条件において、全ての雨水を放流できる能力が確保されているとご理解ください。
20	8	第1編第3章	3.10.2		排水	下水道取合い点の埋設深さをご教示ください。	今年度中に下水道側にて計画・設計する予定ですので、現時点では決まっておりません。
21	8	第3章	3.10.3		電気	「責任分界点以降二次側については特別高圧線の地中電線路の敷設と通信をおこなうものとする。」とありますが、騒音規制を満足することを条件に、屋外開閉所に特高変圧器を設置して高圧線で受変電室まで敷設する提案はお認めいただけますでしょうか。	「添付資料05 取合点位置図」に示すスペースに収まり、かつ要求水準書p.62 2.9 (2)に記載の防水壁の設置に支障がなく、騒音規制を満足できるなど、要求水準書の満足に支障がないことを前提に提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	8	第1編 第3章	3. 11. 2		搬入台数	年末年始などの繁忙期において、搬入車両が集中し、渋滞が発生することが予想されます。 その際、入口から計量棟までの構内道路に待機する車両の最大台数について、何台を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	要求水準書添付資料6などから搬入車両の台数や集中度合いを想定して計画ください。
23	12	第1編 第3章	3. 12. 2	(1)	ごみ焼却施設の処理能力	「表1-11ごみ焼却施設の処理能力」に示す条件を満足する能力を有するとの記載がありますが、表1-11の年間稼働日数については、記載の日数以上の処理能力を有するものとするを前提に、運転（操炉）計画における年間稼働日数は、記載を下回る計画とすることは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	13	第1編 第3章	3. 12. 2	(2)	粗大ごみ処理施設の処理能力	「表1-12粗大ごみ処理施設の処理能力」に示す条件を満足する能力を有するとの記載がありますが、表1-12の年間稼働日数については、記載の日数以上の処理能力を有するものとするを前提に、運転計画における年間稼働日数は、記載を下回る計画とすることは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	13	第1編 第3章	3. 12. 3		ごみ焼却施設生成物に係る品質基準	表1-13ごみ焼却施設生成物に係る品質基準において、主灰及び飛灰処理物について品質基準は、一般廃棄物最終処分場の埋立基準に合致することと記載がございますが、持込予定の一般廃棄物最終処分場の具体的な埋立基準値をご教示願います。	公開するための手続きに時間を要するため、対面的対話のタイミングで入札参加者に提示する予定とします。
26	14	第3章	3. 12. 4	(2)表1-15	前処理作業に係る基準	スプリング入りマットレス・ソファの前処理作業として、スプリングとそれ以外の材質のもの（被覆布、マットレスなど）の分離を行う旨記載されていますが、ポケットコイルタイプのマットレスは、ポケットコイルの分離は不要と考えてよろしいでしょうか。	スプリングマットレスは、ポケットコイルを含めて全て分離を行う必要があるとの条件で計画ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
27	14	第1編 第3章	3. 12. 4	(1)	金属類及び残さの品質 基準	表1-14にて「可燃性残さ中の可燃分」及び「不燃性残さ中の不燃分」の純度、回収率(目標値)のご提示がございますが、P. 49/表2-20「選別能力(純度)」及び「選別能力(回収率)」には前述の記載がありません。 加えて「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」においてもこれらは「参考値」の扱いであることから、「可燃性残さ中の可燃分」及び「不燃性残さ中の不燃分」の純度、回収率ともに「目標値」との扱いでよろしいでしょうか。	表2-20の選別能力(純度)の保証条件に「可燃性残さ中の可燃分純度80%以上」と「不燃性残さ中の不燃分純度90%以上」を、選別能力(回収率)の保証条件に「可燃性残さ中の可燃分回収率(目標値)85%以上」と「不燃性残さ中の不燃分回収率(目標値)85%以上」を追加します(表1-14の扱いを正とします)。
28	14	第1編 第3章	3. 12. 4	(1)	金属類及び残さの品質 基準	表1-14にて「アルミ類」の「純度:90%以上」及び「回収率:65%以上(目標値)」のご提示がございますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」では「純度:85%以上」及び「回収率:55~60%(参考値)」であることから、本書同等の値に見直しいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
29	14	第1編 第3章	3. 12. 4	(2)	表1-15 前処理作業に係る基準	ストーブ・ファンヒーターからの灯油の抜き取りと記載がございますが、現状の持込時のルールは基本は灯油を抜いてから搬入することとなっていると認識しております。 この抜き取りに関しては少量の残油が確認された場合との認識でよろしいでしょうか。また、大量に入っている場合は搬入者に持ち帰らせる指導を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、大量に入っている場合の取扱い(対応方法)については受注者との協議とします。
30	20	第1編 第1章	1. 1. 3	(4)エ	関連設備の整備など	電波障害調査前の現段階において、適正に対策費を見積もることが困難であるため、事前調査までを事業者負担とし、対策工事費は貴組合負担として頂けないでしょうか。	ご提案の理解で差し支えありません。
31	20	第1章	1	3(4)オ	環境影響評価書の遵守	環境影響評価書にて工事車両台数の規制(1日当たりの車両台数等)は示されるのでしょうか。	公開している環境影響評価補正評価書の以下のページに予測条件(稼働台数)を記載していますので参照ください。 ・大気汚染(補正評価書:8-77ページ) ・騒音(補正評価書:8-229) ・振動(補正評価書:8-296)

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	20	第1編 第1章	1.1.3	(4)オ	環境影響準備書の遵守	建設事業者が環境影響準備書で遵守すべき項目は要求水準書に具体的に記載されていると理解して宜しいでしょうか。特に、建物寸法が例示されていますが、記載寸法以内にする必要はないと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に具体的に記載していると認識ですが、疑義のある点があれば、対面的対話もしくは第2回質問でご確認ください。 また、環境影響評価補正評価書は、ホームページにて公開していますので、ご確認ください。 なお、建物の高さは35m以下とするようご注意ください。
33	20	第2編 第1章	1.1.3	(4)カ	官公署等への申請	“本組合が行う申請の範囲”について具体的にご教示ください。特に建築確認申請等については申請者が貴組合となりますので、申請者が貴組合となる申請費用については貴組合負担と考えて宜しいでしょうか。	「本組合が行う申請」とは、本件事業の実施にあたり必要となる申請のことであり、現時点ですべてを把握しているものではありません。他のDBO事業（設計・建設に係る業務）での経験や実績をもとに想定ください。なお、建築確認申請を含め、申請者が組合となる場合の申請費用はすべて組合負担と考えてください。
34	20	第2編 第1章	1.1.3	(4)カ	官公署等への申請	建築確認申請については民間の指定確認検査機関に対して行うことを想定して宜しいでしょうか。	申請先は官民を問いません。
35	20	第2編 第1章	1.1.3	(4)カ	官公署等への申請	一級河川笛吹川が敷地近傍に位置しておりますが、事業敷地は河川区域、河川保全区域には該当しないと考えて宜しいでしょうか。	該当しないと考えて差し支えありません。
36	20	第2編 第1章	1.1.3	(4)コ	法定資格者の配置	電気及びボイラー・タービン主任技術者は、運営事業者に所属する者を配置するとの記載がございますが、設計・建設業務期間中に係る費用については、設計・建設業務への費用計上するとの理解で宜しいでしょうか。また、設計・建設業務期間中は、業務の特性上、代表企業に所属する者を配置することをお認め頂けないでしょうか。	提案は認められません。
37	22	第2編 第1章	1.2.4		計画処理量	小動物の年間処理実績（令和3年度実績）を参考として「添付資料07小動物の処理実績（参考）」に示すとあります。添付資料では令和3年度に小型動物と大型動物合わせて1,516(1,258+258)頭の処理実績が記載されていますが、想定される新ごみ処理施設への搬入量をご教示いただけますでしょうか。	新ごみ処理施設には、同程度の搬入があると想定ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	22	第2編 第1章	1. 2. 4		脱水汚泥の計画処理量に係る件	脱水汚泥については、中巨摩地区広域事務組合から年間740 t 程度、峡南衛生組合から年間150 t 程度搬入することを想定しているとありますが運営期間中、毎年同様の搬入量と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	22	第2編 第1章	1. 2. 4		計画処理量	表2-2の計画処理量（ごみ焼却施設）において、粗大ごみ処理施設可燃性残さとは、P28-29の表2-10の計画処理量（粗大ごみ処理施設）において、粗大ごみ処理施設の計画処理量に含まれているとの理解で宜しいでしょうか。すなわち（表2-10の粗大ごみ処理施設の計画処理量）＝（粗大ごみ処理施設から発生する資源物＋粗大ごみ処理施設から発生する最終処分物＋表2-2の粗大ごみ処理施設可燃性残さ）との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、ごみ焼却施設の設計（処理能力）にあつては、表2-2の計画処理量をもとに行うものとしつつも、実際の運転は受注者が設計した粗大ごみ処理施設から排出される可燃性残さを処理することから、運転計画の設定や費用の算定にあつては、受注者が設計した排出量にて行ってください。
40	22	第2編 第1章	1. 2. 5		排出禁止物	リチウムイオン電池は排出禁止物に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、計画の参考とする為に「令和7年4月15日付け環循適発第2504151号市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」に伴い貴組合で実施（想定含む）される対策などのお考えがあればご教示ください。	リチウムイオン電池は「有害ごみ」の「電池類」として分別収集され、粗大ごみ処理施設に搬入されます（要求水準書 p. 28 表2-9参照）。
41	22	第2編 第1章	1. 2. 5		排出禁止物	排出禁止物について、「本組合では、ごみの受入・処理は行わないと構成市町と取り決めしている排出禁止物を定めている」と記載ございますが、構成市町(5市6町)との取り決めは、内容が統一されると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	26	第1章	1. 2. 8	表2-6	処理対象物の搬入形態	汚泥の搬入形態について、土のう袋での搬入との記載もあります。汚泥の荷下ろしは事業者が指定する場所へ搬入者側で実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。（例：トラックからダンピングボックスへの投入は搬入者にて行う）	お見込みのとおりです。
43	26	第1章	1. 2. 8	表2-6	処理対象物の搬入形態	汚泥の搬入形態について、軽トラック・コンテナ車とのご指示ですが、この車両は両方ともダンプ不可能との認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
44	26	第1章	1. 2. 8	表2-6	処理対象物の搬入形態	土のう袋で、汚泥が車両1台で搬入される袋数の最大値と、1日に搬入される汚泥の土のう袋の数量をご教示ください。	現時点では汚泥の搬入は峡南衛生処理組合しか実施しておりません。峡南衛生処理組合の実績ですが、し渣については毎日1回の頻度で8袋（40kg/袋）を1台の車両で搬入します。汚泥については、週2日の頻度で250袋/日（40kg/袋）を軽トラックの往復（3～4往復）にて搬入します。
45	26	第1章	1. 2. 8	表2-6	処理対象物の搬入形態	汚泥の搬入に関して、土のう袋での搬入量と、土のう袋以外での搬入量の割合をご教示ください。	割合は明らかではありませんので、ご提示できません。
46	26	第1章	1. 2. 8	表2-6	処理対象物の搬入形態	汚泥の土のう袋は、カッターなど鋭利な物で簡単に破ける素材でしょうか。素材をご教示ください。	お見込みのとおりです（素材はプラスチックを想定ください）。
47	26	第1章	1. 2. 9	表2-7	落じん灰の搬出量	落じん灰の搬出はトラックにドラム缶を積み込んで搬出することですが、ドラム缶保管スペース検討のため、1回あたりに搬出するドラム缶の個数をご教示ください。	ドラム缶50缶（10t定量）を予定しています。
48	26	第2編 第1章	1. 2. 9	表2-7	資源物及び最終処分物の搬出形態（ごみ焼却施設）	落じん灰の排出容器としてドラム缶の指定がありますが、搬出頻度の低減および作業性向上を図るため、当グループで実績のあるフレコンバッグを排出容器として使用することをお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
49	27	第2編 第1章	1. 2. 11		稼働条件	稼働条件として、年間稼働可能日数290日以上、90日以上安定した連続運転が可能とありますが、施設が本能力を保有していれば、最適な操炉計画立案において、当該数値を下回る計画となっても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	28	第2編 第1章	1. 3. 2		処理対象物の種類	表2-9に記載の有害ごみ、危険ごみはそれぞれ単独で搬入されるところと考えてよろしいでしょうか。	有害ごみと危険ごみの搬入容器は別々です。ただし、同一の車両に混載して搬入される場合もあります。なお、有害ごみの電池類と蛍光管・水銀使用の製品は混合された状態で搬入されます（要求水準書p. 32 表2-15参照）。
51	29	第2編 第1章	1. 3. 4	表2-11	スプリング入りマットレス・ソファの発生量	マットレス・ソファの保管スペースを検討するため、1～12月までそれぞれの発生量を重量と個数それぞれご提示いただけないでしょうか。また、年度による偏りを考慮するため、3～5年分の資料をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書p. 29 1. 3. 4に示す以上の情報はありません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
52	30	第2編 第1章	1. 3. 7		表2-13 不燃ごみの計画 ごみ質（処理対象物）	表内に記載がある針には医療系の針は含まれていないという 理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	32	第2編 第1章 添付資 料14	3 -	9 -	表2-16 資源物及び最 終処分物の搬出形態(粗 大ごみ処理施設) 粗大ごみ処理施設処理 フロー(標準案)	「小型金属類」および「大型金属類」は【コンテナ車】によ る搬出のご計画ですが、貯留用コンテナ置き場および積み替 え作業スペース検討のため、使用予定のコンテナ仕様(容量、 寸法)およびコンテナ車仕様を御教示願います。	コンテナ車で搬出する予定である以上の仕様（容量、寸法、 その他車両仕様）については未定です。
54	33	第2編 第1章	1. 3. 11		稼働条件	稼働条件として、1日5時間運転とし、年間稼働可能日数250日 以上とありますが、施設が本能力を保有していれば、搬入さ れたごみをその日の内に処理するとして稼働時間が当該時間 を下回る場合や、5時間/日稼働分のごみを貯留してから処理 することで可能日数が当該日数を下回る計画となっても、問 題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	34	第2編 第1章	1. 5. 1	(2)	使用材料規格	外調達材料は海外調達材料と読み替えてよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。
56	34	第1章	1. 5. 1	(2)ア	使用材料規格	「(2)外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則と し、事前に本組合の承諾を受けるものとする。 ア本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確 実に満足できる。」との記載がありますが、国内の一般廃棄 物処理施設に納入し稼働した実績があれば、ボイラ及びプラ ント鉄骨等を海外でも製作できるものと解釈して宜しいで しょうか。	本組合の確認や承諾手続きが免除されるものではありません が、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があ り、その際の品質検査でも要求性能を満足しているものであ れば、海外製作できるものと解釈して差し支えないものと考え ます。
57	34	第1章	1. 5. 1	(2)イ	使用材料規格	「(2)外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則と し、事前に本組合の承諾を受けるものとする。 イ 主要部品 は、原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料 や機器等である。なお、主要部品の範囲は受注後の協議によ る。」と記載ありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨 等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実 績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で 調達し使用できるものと解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
58	34	第1章	1.5.1	(2)イ	使用材料規格	「(2)外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本組合の承諾を受けるものとする。イ 主要部品は、原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等である。なお、主要部品の範囲は受注後の協議による。」と記載ありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	34	第1章	1.5.1	(2)ウ	使用材料規格	「(2)外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本組合の承諾を受けるものとする。ウ 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できる。」と記載ありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと解釈して宜しいでしょうか。	国内での検査立会については「原則として」としておりますので、例外を認めないものではありませんが、極力国内において検査体制を確保するよう努めてください。なお、海外製作機器や海外材の検査立会方法については受注者との協議とします。
60	40	第1章	1.7.1	(2)	建設工事における諸条件	「作業時間は原則として8時30分～17時00分までとする。」と記載がありますが、作業時間確保の観点から『原則8時00分～17時00分までとする』としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。やむを得ない場合には、別途協議といたします。
61	40	第1章	1.7.1	(7)	建設工事における諸条件	「敷地内に敷設する仮設道路については本組合と協議の上で施工する。」と記載がありますが、ここでいう「仮設道路」は工場棟周りの周回動線及び入口ゲートから工事エリアへのスロープと想定すればよろしいでしょうか。	質問は第1章 1.7.1 (6)に対するものと理解します。ここでの記述は、主として建設予定地範囲外に設置するものを指しています。具体的には第1章 1.7.1 (12)で示すとおり、公園緑地計画範囲に仮設用の事務所や駐車場等を設置する場合に必要なとする仮設道路などを指しています。
62	40	第2編 第1章	1.7.1	(12)	建設工事における諸条件	設計・建設業務の期間において無償貸与頂ける公園緑地のうち、「添付資料03 造成計画平面図」の駐車場範囲（FH=248.5）以外のすべての範囲については受注後協議の上、建設業務の期間が終了するまで使用できるものと考えてよいでしょうか。	「添付資料03 造成計画平面図」の駐車場範囲（FH=248.5）以外については、公園緑地の整備工事が開始する令和11年4月までが利用できる期間となります。なお、公園緑地の竣工は新ごみ処理施設の竣工と同時期となりますので、建設業務の期間が終了するまで使用できることはあり得ないご理解ください。
63	40	第2編 第1章	1.7.1	(12)	建設工事における諸条件	「駐車場範囲（FH=248.5）にあっては、ぬかるみ防止に利用した砂利の残置を認める場合があるものとする。」とありますが、残置を認める条件（仕様等）をご提示頂くことは可能でしょうか。	特に条件はありません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
64	40	第1章	1.7.1	(13)	建設工事における諸条件	工事中の排水の放流場所として指定されている敷地南側にある1号雨水調整池については、造成工事期間中に完成し、2027年4月から排水の放流が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	40	第1章	1.7.1	(13)	建設工事における諸条件	「工事中の排水は、排水基準を満たすことを条件とし、沈砂池で沈砂後、仮設水路等を経由して雨水調整池への放流とする」とありますが、それ以後については貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。（建設工事期間中の敷地全体の雨水調整池の管理※仮設ポンプの設置・場外排水の水量管理等）	建設工事期間中の敷地全体の雨水調整池（1号調整池、2号調整池）の管理（仮設ポンプの設置・場外排水の水量管理等）は、建設事業者の所掌とします。なお、仮設時の管理方法などの詳細は本組合と受注者との協議とします。
66	42	第2編 第1章	1.7.2		建設工事中の 環境保全措置 (地盤沈下の防止)	添付資料04_地質調査業務委託報告書より、ボーリングNo.2の支持層以深に粘性土層が確認されています。 受注後の追加地盤調査により別途造成工事の盛土重量によって該当粘土層の圧密沈下が想定される場合でも、土工工事としては建物の沈下防止対策のみとし、造成地盤全体の圧密沈下に対しての責は負わないとの考えでよろしいでしょうか。	原則としてはお見込みのとおりです。ただし、質問9の回答のとおり、受注者にて地質調査を行った結果として、圧密沈下の蓋然性が高いことが判明した場合には、発注者との協議とします。協議の結果として対策工を施すこととなった場合の費用負担は本組合とします。
67	45	第1章	1.8.2	(1)ア	引渡性能試験の実施方法	表2-19の排ガスの項目で、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、一酸化炭素について、試料採取回数「炉毎に2回/箇所/日以上」とありますが、測定時間の都合上、1号炉、2号炉を2日に分けて測定する計画とし「炉毎に2回/箇所以上」と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
68	50	第1章	1.9.3	(2)	契約不適合確認検査	「契約不適合の責任期間中は毎年契約不適合確認検査を実施」とありますが、正式引き渡し後2年間で各年、計2回実施するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	50	第2編 第1章	1.9.3	(2)	契約不適合確認検査	「契約不適合の責任期間中は毎年契約不適合確認検査を実施する。」とございますが、ここでいう「契約不適合の責任期間」とは、土木建築工事関係の契約不適合の責任期間である正式引渡し後2年間及びプラント工事関係の契約不適合の責任期間である正式引渡し後2年を意味し、設計に係る契約不適合責任期間である正式引渡し後10年間ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
70	50	第2編 第1章	1.9.3	(2)	契約不適合確認検査	「契約不適合の責任期間中は毎年契約不適合確認検査を実施する」とありますが、1.9.2に記載の責任期間終了時に一度の確認検査を実施する、というように変更頂けないでしょうか。 例) プラント工事であれば、引渡し後2年目の終了時点で1回のみ確認検査を実施する。	提案は認められません。
71	53	第2編 第2章	2.2.3		悪臭対策	ブラットホーム出入口には、自動開閉式の扉と記載がありますがシャッターを採用しても宜しいでしょうか。	ごみ焼却施設にあつては、要求水準書p. 71 3.2.3の仕様を満足することを前提に形式の提案を可とします。
72	53	第2章	2.2.4	(1)	排水対策	1号調整池は、造成工事にてFH=246.4とした後、さらに掘り込んで擁壁を設け、最終的な調整池底のレベルはFH=243.4という理解でよろしいでしょうか。地下水位はFH=244.560（令和4年8月）と記載がありますが、調整池底は地下水位以下となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	53	第2章	2.2.4	(1)	排水対策	「敷地内で集水した雨水は、全て雨水調整池に導水し」とありますが、この「敷地」はP2に記載の通り、新ごみ処理施設用地全体を指すという認識でよろしいでしょうか。その場合、1号調整池へ導水するのは建設予定地の雨水のみという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書p. 53 2.2.4 (1)の「敷地内」を「建設予定地内」に読み替えてください。なお、1号調整池は建設予定地範囲外（公園緑地）も利用しますが、1号調整池への導水は本工事範囲外と考えてください。
74	53	第2章	2.2.5	(1)	監視・情報公開計画	自動測定装置とは、本書178ページ ア(ア)～(ク)に記載の煙道排ガス中の各濃度を測定する機器との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	54	第2章	2.3.1	表2-22	来場手段	「～自転車（原動機付き自転車を含む）、徒歩。」とありますが「添付資料12_敷地配置及び動線計画図（参考）」では敷地の入口から見学者入口まで歩道を想定していないように見受けられます。徒歩での来場者用の歩道は整備不要と理解してよろしいでしょうか。 または、公園緑地からの徒歩（駐車場経由）動線のみ確保するという理解でよろしいでしょうか。いずれの理解が正しいのかご教示ください。	歩行での来場者は、公園緑地の駐車場部分から建設予定地西側にあるトイレへ階段やスロープを利用し、トイレ付近の門扉から建設予定地に入ります。よって、トイレ付近の門扉から来場者入口までの徒歩動線を確保してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
76	54	第2章	2. 3. 1	表2-22	利用時間	見学者の利用時間は「新ごみ処理施設の稼働時間内（おおむね9:00から17:00）」とありますが、昼休み（12:00～13:00）の見学者対応はないものと考えてよろしいでしょうか。また、地域住民による自由見学を含む利用日は、土・日・祝日・年末年始を除く平日のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	54	第2編 第2章	2. 3. 1	表2-22	見学者の受け入れ条件	見学対象者の多様性を踏まえ、授乳室やキッズルームは必要でしょうか。	不要と考えて差し支えありません。
78	54	第2編 第2章	2. 3. 1	表2-22	環境学習機能	見学申し込みの項目に、「10名以上の団体の場合や他の自治体職員による…事前申し込みを必須とする。」との記載がありますが、予約方法は電話、FAX、Web等、どんな手段を想定されていますか。	受注者との協議とします。
79	54	第2編 第2章	2. 3. 1		環境学習機能	表2-22に小学生の社会科見学は、小学4年生で最大110 名（5クラス）を想定するありますが、110名には児童の他に引率する教師も含まれているという認識で宜しいでしょうか。	含まれないものと認識ください。
80	54	第2編 第2章	2. 3. 1		環境学習機能	表2-22に見学者受け入れ条件が記載されていますが、見学者数や見学頻度等が分かる過去の実績（現3施設分（峡北、中巨摩、峡南））を頂くことは可能でしょうか。可能であれば過去3年分程度を希望致します。	現3施設分（峡北、中巨摩、峡南）の令和6年度の見学者数を本回答への補足資料して添付します。
81	54	第2編 第2章	2. 3. 1		環境学習機能	見学者（特に小学生など）の昼食場所の考慮は必要ありますでしょうか。	見学者が新ごみ処理施設内で昼食をとる場合は研修室や公園緑地を利用しますので、特段の考慮は必要ありません。
82	54	第2章	2. 3. 2	表2-23	環境学習機能の内容	見学者通路の内容については「プラットホーム、中央制御室、発電機室、選別機室など主要機器のみ」と記載ありますが、選別機室については見学者の利用時間の方がプラントの稼働時間(5時間/日)より長いこと、および選別機室は工場レイアウト上見学ルートが長くなってしまい非効率な見学設備になってしまうため、ITV画像や説明動画等による見学を可としていただけないでしょうか	提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
83	54	第2編 第2章	2. 3. 2	(4)	環境学習機能	「見学者通路の見学場所（窓）は、主要かつ印象に残りやすい場所に限定し、建設費や維持管理費の過度な増大は回避する」との記載がございますので、動きのない装置・機器の直接視認による見学は取りやめて、モニターやパネルを使った提案をしても宜しいでしょうか。 具体的には、炉室・タービン室・選別機室の直接視認による見学を取りやめたいと考えております。	提案を可とします。
84	55	第2編 第2章	2. 3. 2	表2-23	講習	「講師は大人や子供など引率者によって～」とありますが、この「引率者」は「見学者」という認識でよろしいでしょうか。	ここでの「引率者」を「見学対象者」と読み替えるものとします。
85	55	第2編 第2章	2. 3. 2	表2-23	施設内の引率	施設内の引率に関して、「引率者」「講師」とありますが、それぞれの役割をご教示ください。また、運営事業者の職員が引率者と講師両方を務めても良いでしょうか。	引率者は、見学者通路での引率と引率時の説明を行うことを想定しており、講師は研修室での説明を担うことを想定しています。なお、運営事業者の職員が引率者と講師の両方を努めることは差し支えありません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
86	57	第2章	2. 5		非常用（常用）発電機の利用計画	非常用発電機の使用前提が、非常用（外部電源喪失時のみの利用に留める）なのか、常用（外部電源が正常な場合にも日常的に施設起動停止に使用する）なのか判断に迷う記載があります。この非常用/常用の定義は発電機本体の仕様や排ガス処理設備や騒音対策の要否に影響しますので、使用目的を以下の通りご教示ください。 ～～～要求水準書記載内容～～～ 頁57 2.5 非常用（常用）発電機の利用計画 「本件事業で設置する非常用発電機は長時間の利用を念頭においた常用可能な設備構成とし、契約電力の削減、（中略）主として外部電源喪失時の利用として以下を想定する。」 頁169 5.1.9 非常用（常用）発電設備 「本設備は、全停電時に重要な機能に致命的な損害が生じないようにプラントを安全に停止するための保安用設備及び災害時の構成市町の迅速な復旧復興対策のための設備として設置する。そのため、発電設備は長時間の利用（常用利用）に適応した形式を選択するものとする。」 ～～～ 頁57の後半の使用条件や、頁169の発電設備仕様から判断すると、本発電機は外部電源喪失時のみの利用を前提とし、緊急時・災害発生時に頁57の(1)～(7)の用途として使用し、その使用前提を満足する時間の運転が可能な発電機とすることによってよろしいでしょうか。 なお、この理解が正しい場合は非常用発電機としての運用となりますので、要求水準書10頁イ非常用（常用）発電設備の排ガス基準に記載の排ガス基準も該当しないという理解となります。 また、契約電力の削減には繋がりませんが、契約電力料金の削減幅より非常用発電機を常用とすることによる設置コストの増加幅が大きいため、非常用としての設置には大きな経済的なメリットがあると考えます。	非常用発電機を常用化し、非常時でなくとも炉の立上げや立下げに発電機を用いることで契約料金を低く抑える方策を妨げない一方で、常用化を指定するものではない、という趣旨です。よって、質問に「契約電力の削減には繋がりませんが、契約電力料金の削減幅より非常用発電機を常用とすることによる設置コストの増加幅が大きいため、非常用としての設置には大きな経済的なメリットがあると考えます」とあるとおり、事業者にて常用化のメリット（必要性）が無い、と判断された場合には、非常用発電機として設置することは可です。ただし、要求水準書p. 57 2.5に示す利用方法が行えるシステムが構成され、このような利用に対応できる（比較的長時間を安定的に稼働できる）発電機仕様とすることは求められているとご理解ください。なお、要求水準書p. 10の表1-5に示す排ガス基準は、非常用、常用の区別に関係なく設定している自主基準値であることから、非常用発電機としての設置であってもこの排ガス基準は遵守する必要があるとご理解ください。
87	58	第2章	2. 6. 1	(12)	配置・動線に係る条件	「標準的な10t積車両」とありますが、車長、車幅、ホイールベース（最遠軸距）をご教示ください。	運営維持管理時に資材や薬品、燃料などを搬入する車両の中で最大の車両を念頭に設定ください。
88	58	第2章	2. 6. 1	(15)	配置・動線に係る条件	誤進入車や、ごみの持ち帰り車が「計量棟付近でUターン」出来るようにとの御指示ですが、Uターンしなくても、安全かつ速やかに敷地からの退場車線に移動できるような動線が確保されている場合は、Uターンは必須では無いと考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、明らかに大回りだったり、複雑な動線（ルート）とならないように配慮ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
89	59	第2章	2. 6. 1	(9)	配置・動線に係る条件	限られた敷地を有効活用し効率的で安全な車両計画を行うこと、およびメンテナンス費削減を理由に、ご指定の車道幅員を一般的な焼却施設にて設定されている幅員と同等に緩和いただけませんか。 ・一方通行 4m ・対面通行 6m ・建屋周回道路 6m なお、上記の幅員は最小の数値とし、実際の設計においては、車両軌跡と維持管理性を十分に考慮し必要に応じて拡幅する計画といたします。	要求水準書のとおりとします。
90	59	第2章	2. 6. 1	(9)	配置・動線に係る条件	駐車場の通行帯について、対面通行の場合の幅員は「6m」と記載がありますが、国土交通省が定める「駐車場設計・施工指針」に記載されている、歩行者用通路ありの場合の普通乗用車の幅員「5.5m」に緩和いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
91	59	第2章	2. 6. 1	(9)	配置・動線に係る条件	路肩は歩行者・車両動線を考慮した上で、必要な個所に設けると理解してよろしいでしょうか。	提案は認められません。
92	59	第2編 第2章	2. 6. 1	表2-26	構内道路勾配	道路勾配10%未満（ランプウェイ部）、5%未満（ランプウェイ部以外）とありますが、10%以下（ランプウェイ部）、5%以下（ランプウェイ部以外）を認めていただけないでしょうか。	提案を可とします。
93	59	第2編 第2章	2. 6. 1	表2-26	構内道路勾配	5%未満（ランプウェイ部以外）はどのような場所を想定していますでしょうか。ご教示をお願いします。	想定している特定の場所はありません。
94	59	第2編 第2章	2. 6. 1	表2-26	駐車場台数	職員用として普通車両40台の要求がございますが、貴組合職員とSPCの職員合わせて40台と理解してよろしいでしょうか。	職員用は、本組合職員用とSPCの職員用を合わせたものとの認識で間違いありませんが、40台は目安であり、SPC職員用は本組合職員用として普通車15台分を除いた必要数を確保するものと捉えてください。なお、この台数には作業員用は含まれておりませんので作業員用の駐車場は別途必要数を確保するものと考えてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
95	59	第2編 第2章	2.6.2	(3)	計量・検収に係る条件	許可業者は後納の業者とその場で支払いする業者がいるとという理解ですが、ICカードは全ての業者にあらかじめ配布するものとする記載がございます。ICカードに支払いに関する情報を事前に登録しておくという想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
96	59	第2編 第2章	2.6.2	(6)	計量・検収に係る条件	計量端末に登録する住所・氏名について搬入者の住所を番地まで全て登録する必要がありますでしょうか。郵便番号で判別できる住所でも可でしょうか。また氏名については漢字での登録が必要でしょうか。かな（ひらがなもしくはカタカナ）でも可でしょうか。	提案は認められません。 計量端末に登録する住所・氏名については、全て入力していただく必要があります。
97	60	第2編 第2章	3	(2)	火災・爆発防止対策	「プラント設備と建築設備の両面から対処する」と記載があります。建築設備側では、消防法上で建物に対して必要となる消火設備を設置することでよろしいでしょうか。	ごみ、もしくはごみに含まれている異物を原因とした火災や爆発の防止に対して、プラント設備だけでなく、建築設備の面からも寄与する方法があれば対処する、という趣旨であり、消防法上で必要とされる消火設備だけを対象としたものではありません。
98	61	第2編 第2章	3	(2)	地震対策	耐震安全性の分類“構造体Ⅱ類”については工場棟のみに適用するものと考えて宜しいでしょうか。	建築確認申請の対象となる全ての建物が対象になるものと考えてください。
99	62	第2編 第2章	2.9	(1)	浸水対策	「工場棟や計量棟、洗車場などの建屋の1階部分は鉄筋コンクリート造とし」とありますが、施設の重要度を鑑みて事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	提案は認められません。
100	62	第2編 第2章	3	(2)	浸水対策	屋外開閉所（C-GIS）は3mの防水壁の代替として、3mのRC架台基礎での嵩上げを提案することは可能でしょうか。	提案は認められません。
101	62	第2編 第2章	3	(3)	浸水対策	止水扉及び止水シャッターの性能は浸水防止用設備建具JIS A 4716規格品のWs-5相当、止水ゲート等の性能はWs-4相当でそれぞれ想定して宜しいでしょうか。	現時点で等級を規定するものではありませんが、想定されているものであれば差し支えないと考えます。ただし、設置場所などの詳細が示されているものではありませんので、決定は受注者との協議によるものとします。
102	62	第2章	2.9	(3)	浸水対策	洗車場に関しても止水対策を講ずる必要があるとの記載となっていますが、洗車場側配管開口部等から工場棟側への浸水などが無いように対策を講じている場合は、洗車場自体への浸水対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	洗車場への浸水対策は洗車場への浸水により、中長期的に洗車場機能を喪失することがないようにすることを目的としたものです。よって、洗車場自体の浸水対策も必要と考えてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
103	63	第2編 第2章	2. 10. 2		避難所計画	「3日間の滞在に必要なとする飲料水や食料などの備蓄品は中央市で用意し」とありますが、貴組合で用意する備蓄品の更新は貴組合にて対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	64	第2編 第2章	2. 10. 2	表2-29	避難所計画	表2-29災害時の一時避難場所としての条件として収容人数が300人程度とのことから、表2-30新ごみ処理施設に用意する避難場所機能や備蓄品で滞り場所、飲料水、食料が300人分と設定されていますが、見学者最大110名は収容人数300人の内数として、記載のとおり300人分を想定するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	64	第2編 第2章	2. 10. 2	表2-30	避難所計画	表2-30新ごみ処理施設に用意する避難場所機能や備品において、※②、③の備蓄品は中央市で用意するとの記載がございましたが、⑤の懐中電灯や⑦の市指定のごみ袋は、事業者で用意するとの理解で宜しいでしょうか。また、他に貴組合にて用意する備蓄品がございましたらご教示願います。	お見込みのとおりです。
106	70	第2編 第3章	3. 2. 1	(5) オ	ごみ計量機	中央制御室に設置する計量PCのデータ集計機能が、データログ相当である場合、データログへのデータ転送を不要としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
107	71	第2編 第3章	3. 2. 3		プラットホーム出入口 扉	形式【両開きスライド方式】と記載がありますが、高速スパイラルシャッターにて計画しても宜しいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書p. 71 3. 2. 3の仕様を満足することを前提に形式の提案を可とします。
108	71	第2編 第3章	3. 2. 3		プラットホーム出入口 扉	本仕様と4. 2. 2 プラットホーム出入口扉（必要に応じて設置）（要求水準書P134）は同じものと理解しますが、開閉時間が異なります。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	要求水準書p. 71 3. 2. 3を正とし、開閉時間は開・閉、それぞれ20秒以内が標準であると考えてください。
109	72	第2編 第3章	3. 2. 4	(5) ア	ごみ投入扉 ア 車両条件	車両仕様として「第1編 3. 1 1. 2 処理対象物の搬入形態」の記載のとおり、とありますが、「第2編 第1章 1. 2. 8 処理対象物の搬入形態」（P25）と読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
110	73	第3章	3. 2. 6	(1)	ごみピット（土木・建築工事に含む）	本文に記載の「水密鉄筋コンクリート造」におけるコンクリート材料の水密性確保の方法については、JASS5（日本建築学会）で規定のある水密コンクリート（水セメント比50%以下）の適用に拘らず水密性が向上する手法の提案を要求しているという解釈でよろしいでしょうか。	基本的には、JASS5（日本建築学会）で規定のある水密コンクリート（水セメント比50%以下）が適用されるものとご理解ください。ただし、提案の方法で同等以上の水密性が確保されることが確認される場合は可とする可能性もありますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとしします。
111	75	第3章	3. 2. 8	(4) ウ	脱臭装置	「容量は、ごみピット室（プラットホーム床面レベル以上）の換気回数1回/h以上とし」とありますが、2段ピット式とする場合は、ごみピット室のうち、貯留ピット部分に関しては仕切り壁上端以上を換気容量と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	81	第2編 第3章	3. 3. 5	(5) ス	特記事項	「給じん装置及び乾燥工程からの落じん物による発火対策を講ずる。」と記載ありますが、3. 3. 7 落じんホッパ・シュートの記載と同様に、「必要に応じて」との理解でよろしいでしょうか。	形式としての特性や技術的改善、実績、ごみ質条件などからタールなどの付着がほとんどない、または極めて少なく発火事故の発生の懸念がほぼ無い、という場合には「必要に応じて」という解釈で差し支えありません。
113	81	第2編 第3章	3. 3. 5	(5) タ	主要なボイラ補機類配置	ボイラ補機類の集約配置の要求がございますが、純水装置は薬品使用の観点から排水処理設備と集約配置とし、ボイラ給水ポンプは蒸気系の機器と集約配置のように、用途ごとに補機類を集約配置しても良いでしょうか。	提案を可とします。
114	82	第2編 第3章	3. 3. 7	(4) エ	特記事項	「発火時用に散水設備を設けるとともに警報表示を行う。」と記載ありますが、前文と同様に「必要に応じて」との理解でよろしいでしょうか。	NO. 112を参照ください。
115	95	第2編 第3章	3. 7. 5	(4) カ	ボイラ給水ポンプ/特記事項	ウォーミングが不要なポンプ仕様を採用とし、ウォーミング配管は不設置としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	96	第2編 第3章	3. 7. 7	(6) カ	脱気器給水ポンプ/特記事項	ウォーミングが不要なポンプ仕様を採用とし、ウォーミング配管は不設置としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
117	96	第3章	3. 7. 8	(1) イ (ア)	清缶剤注入装置	注入量制御は【遠隔手動、現場手動】とありますが、代表企業は清缶剤、脱酸剤の注入濃度を固定して運用する設計思想であり実績も多数あります。日常的に濃度を変化させることは行わないため、注入量制御は現場手動のみとすることをお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
118	100	第3章	7	(4)	付属品	減温用ポンプはどのような使用目的を想定されておりますでしょうか。同ポンプの設置有無については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
119	101	第2編 第3章	3. 7. 16	(3) エ	純水装置/主要項目	操作方式の内、遠隔手動は非設置としてもよろしいでしょうか。当該機器は現場で装置の状態及び各部流量を確認しながら操作が必要となる為です。	提案を可とします。
120	101	第3章	3. 7. 16	(4)	純水装置	劇物漏洩のリスクを低減するため、排水処理設備等で塩酸・苛性ソーダを使用する場合、薬品注入量を適切に調整できる設備とすることを前提に、塩酸及び苛性ソーダの貯槽（サービスタンク）は兼用してよろしいでしょうか。	安全性の確保や不具合が生じないことが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
121	101	第3章	3. 7. 16	(5) ウ	純水装置	水質低下時に自動再生を行っても原因が除去できなかった場合、処置に遅れが発生するリスクがあるため、自動再生機能有無については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案は認められません。
122	106	第3章	3. 8. 3	3(5) ケ	有害ガス除去装置 (HCl、SO _x)	有害ガス除去装置（HCl、SO _x ）と有害ガス除去装置（DXN _x 、Hg）（3. 8. 4(5) ケ）の特記事項で、薬剤供給装置（ブロワ）について記載がありますが、（HCl、SO _x ）では「炉毎に予備機を設け交互運転とする。ただし、有害ガス除去装置（DXN _s 、Hg）との共用は可とする」とあり、（DXN _s 、Hg）では「炉毎もしくは共有の予備機を設ける。ただし、有害ガス除去装置（HCl、SO _x ）との共用は可とする」とあります。よって、有害ガス除去装置（HCl、SO _x ）の薬剤供給装置（ブロワ）は、炉毎もしくは共有の予備機を設けるとしてよろしいでしょうか。	有害ガス除去装置（HCl、SO _x ）を有害ガス除去装置（DXN _x 、Hg）と共用する場合は、安全側として有害ガス除去装置（HCl、SO _x ）の特記事項にあるとおり、「炉毎に予備機を設け交互運転とする。」が適用されると解釈ください。
123	106	第2編 第3章	3. 8. 5		無触媒脱硝設備	無触媒脱硝設備の設置は必須でしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
124	108	第3章	3.9.1	(3)キ	蒸気タービン	排気圧力の項目で、「夏季は35℃において」とのご指示ですが、意図としては、35℃は夏季に復水器入口温度が最高35℃であっても、2炉運転高質ごみの定格運転が運転が可能であることを要求していると考えてよろしいでしょうか。 また、年間発電量・年間売電量を算出する根拠としての夏季は、別の質問に記載の通り、7月～9月末までの2020年1月から2024年12月の甲府市の気象庁データ平均から26.6℃として算出するものと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	108	第3章	3.9.1	(3)キ	蒸気タービン	本建設地での年間平均温度は2020年1月から2024年12月の甲府市の気象庁データを用い、さらに、春秋が平均と考え4,5,6,10,11,12月のを平均としては、15.4℃となります。 年間平均においては「年平均気温15.4℃程度」と読み替えてよろしいでしょうか	要求水準書p.108 3.9.1 (3) キの「年平均気温9.1℃程度」は「年平均気温15.4℃程度」に訂正します。
126	108	第3章	3.9.1	(5)オ	蒸気タービン	2炉運転中において「設計点を超える発熱量のごみ」とは、タービンの設計点のごみ質（特記事項エにて決定した発電システム設計点）を超える発熱量のごみ（事業者側が設定するタービン入口蒸気量を超える発熱量のごみ）を指しており、高質を超える発熱量のごみでは無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	111	第2編 第3章	3.10.4	(3) ア	排ガス再循環送風機	括弧内に「20℃」とありますが、「常用運転温度」と読み替えてよろしいでしょうか。	常用運転温度を規定する目的はありませんが、20℃に換算した風量の提示が求められている、とご理解ください。
128	113	第3章	3.10.7	(5)ウ	煙道ダクト	「流体の性状に応じて耐腐食性材料（耐硫酸露点腐食鋼又はSUS316L）を標準仕様として選定する。」とありますが、ろ過式集じん器以降のガスは脱塩脱硫され、腐食性の低い流体性状を持つため、代表企業でも煙道材質に採用実績が多数ある一般構造用圧延鋼を使用する提案をお認めいただけないでしょうか。	提案は認められません。
129	114	第3章	3.10.9	(5) キ	煙突	「外筒内に内筒を周回する階段を煙突頂上まで設け、高さが6m以内毎に踊り場を設置する」とありますが、煙突頂上-3m程度の踊り場から梯子で煙突頂上まで昇降する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
130	114	第3章	3. 10. 9	(5) キ	煙突	「外筒内に内筒を周回する階段を煙突頂部まで設け、高さが6 m以内毎に踊り場を設置する」とありますが、該当平面寸法の縮小により、要求水準書P184に記載のある周辺への日影を減らすため内筒近傍を周回する螺旋階段＋計測機器設置レベルに適宜歩廊とする計画としてもよろしいでしょうか。	提案は認められません。
131	116	第3章	3. 11. 2	(5) イ	灰冷却装置(ストーカ 炉)	「焼却灰の冷却・加湿方法は半乾式法(灰押出装置)とし、搬出する焼却灰の含水率を低減する(目標含水率20%以下)。」とありますが、焼却灰発生量およびこの処理費用の低減のため、半乾式法(コンベヤ装置)を提案することをお認めいただけますでしょうか。 この方式は、代表企業での実績があるものであり、コンベヤ内散水により排出主灰の含水率を調整し、従来の灰押出装置よりも含水率低減を実現しながら、発塵による環境汚染を回避可能なシステムです。 また、お認めいただける場合、このコンベヤ内散水方式ではスカムの発生はないため、浮上スカム等の回収・排出機能も不要となることも合わせてご確認願います。	提案を可とします。なお、浮上スカム等の回収・排出機能も不要となることを了承いたします。
132	116	第3章	3. 11. 2	(5) ク	灰冷却装置(ストーカ 炉)	「サンプリングが可能となるよう計画する。」とありますが、安全性を考慮したうえで灰冷却装置と同等の性状の焼却灰を採取できる場合は、他機器でのサンプリングをお認めいただけないでしょうか。	設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
133	117	第2編 第3章	3. 11. 3	(5) エ	特記事項	「粉じんが外部に飛散しないように密閉化し、…」と記載ありますが、焼却灰は加湿により飛散しづらいため、飛散が懸念される乗り継ぎ部等に飛散防止対策を講じることを前提に、開放型のコンベヤ採用をお認め頂けないでしょうか。	提案は認められません。
134	119	第2編 第3章	3. 11. 8	(5) ケ	灰クレーン操作室	焼却灰ピットと飛灰処理物ピットの仕切り壁等により、クレーン操作位置から灰ピット全域及び灰積出場の状況の目視が難しい場合、ITVとモニタ設置により、クレーン操作者の視野を補う提案をしても良いでしょうか。	提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
135	121	第3章	3. 11. 12	(5) ウ	混練機	本計画では、混練機は完全に予備機が設置されており、さらには設計能力は8時間処理で、かなりの尤度を持った設計となっております。 事業者実績に基づき、安定稼働とLCC最小化を両立する適切な処理能力の提案をお認めいただけないでしょうか。	提案は認められません。
136	121	第3章	3. 11. 13	(4)	薬剤添加装置	「薬剤添加装置」の付属品で「希釈水タンク」とありますが、析出物による閉塞等のリスク低減のため、薬剤と水との混合を混練機内で行う方式としています。希釈水タンクの設置要否は事業者提案とさせていただきますでしょうか。	安全性の確保や不具合が生じないことが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
137	121	第3章	3. 13. 1	(9)	排水処理設備 共通事項	「下水道放流するプラント排水については、プラント排水貯留槽に一時貯留し、所定の時間帯において所定の放流可能上限量を遵守して放流できるようにする。プラント排水放流水槽の有効容量については～」との記載ですが、 「下水道放流するプラント排水については、”プラント排水放流水槽”に一時貯留し、」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	127	第3章	3. 13. 3	(5) ウ	ポンプ類仕様（排水系）	水中ポンプの予備機は寿命が短くなることを避けるため、倉庫予備とし、故障時の自動交互運転の対象から除外していただけないでしょうか。	安全性の確保や不具合が生じないことが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
139	128	第3章	3. 14. 2	(5) イ	環境集じん装置	「集じんダストは焼却処理又は飛灰貯留槽に搬送する」とありますが、吸湿状態となる可能性のある飛灰を貯槽へ搬送することによる閉塞や固着などのリスクがあるため、確実な飛灰処理を実現することを前提に搬送先を事業者提案としていただけないでしょうか。	安全性の確保や不具合が生じないことが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
140	129	第3章	3. 14. 4	(5) イ	予備ボイラ（必要に応じて設置）	「焼却炉停止時に蒸気が必要とする場合や、温水を余熱式で製造している場合は設置を必須とする。」との御指示ですが、温水を余熱式で製造している場合でも、焼却炉停止時に蒸気（温水）を必要としない（プロセス上必要としない）場合には、予備ボイラの設置は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	プロセス上必要としない場合にあっては建築設備で必要とする場合には、予備ボイラまたは温水発生装置の設置は必要とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
141	131	第2編 第3章	3. 14. 14		公害モニタリング装置	公害モニタリング装置の数量が2面となっていますが、本装置の情報はHPで公表されることを踏まえ、見学者が視認できる玄関ホールや見学者通路に1面設置する提案をしてもよろしいでしょうか。	提案は認められません。
142	131	第2編 第3章	3. 14. 14		公害モニタリング装置	要求仕様書P. 137 3. 14. 14 公害モニタリング装置、P. 183に5. 2. 8 公害防止表示設備があり、同じような仕様の設備が記載されております。表示項目、特記事項は完全に一致しておらず、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	p. 183 5. 2. 8 公害防止表示設備を正としてください。
143	131	第2編 第3章	3. 14. 14	(3) ウ	公害モニタリング装置	ダイオキシン類を表示する場合、定期的に手動計測する結果を手入力すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144	133	第2編 第4章	4. 2. 1	(6) エ	特記事項／自動放水銃	プラットホーム上の荷下ろし・展開スペース及び貯留ヤードなどの必要箇所に火災感知センサー及びそれに連動して作動する固定式の消火注水ノズルを設けることで、「自動放水銃」を代替する計画としてもよろしいでしょうか。	放水銃の場合と同等以上の消火機能が確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
145	133	第4章	4. 2. 1	(6) エ	プラットホーム	「荷下ろし・展開スペース及び必要箇所に（中略）自動放水銃を設ける」とありますが、火災検知器と連動した散水配管・散水ノズルを各所に設けるご提案をお認めいただけないでしょうか。 放水銃よりも警戒範囲が広く、消火できる確率も高いと考えます。	放水銃の場合と同等以上の消火機能が確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
146	137	第4章	4. 2. 7	(4) ア	不燃ごみ受入ホッパ	「車両から直接荷下ろしした不燃ごみを受入れ～」とありますが、異物混入による手選別作業員災害防止等を目的とした搬入物の目視確認のために、全てヤードに荷下ろしする計画としてもよろしいでしょうか。	運用上、全ての不燃ごみをヤードに荷下ろしして目視確認することは妨げませんが、車両から直接、不燃ごみ受入ホッパに投入することもできるように計画してください。
147	137	第4章	4. 2. 7	(4) イ	不燃ごみ受入ホッパ	「ホッパを地上置きにする場合には、埋め込み式とし、ホッパ天端をプラットホームレベルに合わせる。」とありますが、搬入物を全てヤードに荷下ろしする計画をお認め頂ける場合、重機のみでの投入となることからホッパへの作業員転落防止のためにホッパ天端をプラットホームレベルより上にしてもよろしいでしょうか。	N0. 146の回答を踏まえ、提案は認められないものと考えてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
148	138	第4章	4. 2. 10	(5) ア	不燃ごみ供給コンベヤ	「受入ホッパから引き継いだ不燃ごみを破袋機に投入するために設ける。」とありますが、破袋機に重機で不燃ごみを投入し、破袋後の不燃ごみを手選別コンベヤに投入するために設けるとしてもよろしいでしょうか。	提案は認められません。
149	139	第4章	4. 3. 1	(5) ケ	破袋機	「混入するリチウムイオン電池などの爆発物を破壊する可能性のある形式を採用する場合は（中略）専用室に設置して、天井部等に爆風の逃し口を設け（以下略）」とありますが、これまでの実績において爆発の事例もなく、発火対策を講じることでも安全を確保できる場合には、爆風の逃し口までは設けないものとしてもよろしいでしょうか。	提案は認められません。
150	144	第4章	4	(4)	搬送設備	「コンベヤの乗継部には延焼防止のために適所に火災検知器等と連動したダンパ等を設置する。」とありますが、発火物を速やかに系外に排出し、消火する等、実績のある方法で延焼防止措置を講じてもよろしいでしょうか。	発火の検知から系外排出までの安全性や確実性がダンパ等を設置した場合と同等以上の場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
151	151	第2編 第4章	4. 6. 3	(5) ア	不燃残さ貯留ヤード	「不燃性残さ貯留ホッパが満載になっても搬出できない不測の事態に不燃性残さを一時貯留するために設ける」との記載がありますが、不測の事態においては、焼却施設ごみピットに不燃残渣を送ることで、不燃性残さ貯留ヤードを非設置としても宜しいでしょうか。	提案は認められません。
152	151	第4章	4. 6. 3	(5) エ	不燃性残さ貯留ヤード	「貯留ヤードの容量は、10t積深ダンプトラック1.5台分以上とする。」とありますが、積込車両の変更に柔軟に対応するため、ヤード容量を2.5台分確保することで貯留ホッパを削除してもよろしいでしょうか。	p.149 4. 6. 1 不燃性残さ貯留ホッパは、利便性を目的に設置するものです。よって提案は認められません。
153	153	第2編 第4章	4. 6. 7	(5) エ	貯留面積	貯留面積に一定の余裕を見込む要求がございますが、一定の余裕の具体的な数値については、事業者側の提案と理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、搬出車両の変更のほか、搬出のタイミングが遅れる場合があることなどに配慮し、適切な余裕を見込んでください。
154	153	第4章	5		集じん・脱臭設備	粗大ごみ処理施設においては、有機物の腐敗臭などは発生しないため、悪臭基準を遵守できる場合には脱臭設備を設けないものとしてよろしいでしょうか。	脱臭装置は、有機系の溶剤など意図しない化学物質がそのまま建屋内や屋外に排出されることを防止することも目的としています。よって、提案は認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
155	153 155	第2編 第4章	4.7.1 4.7.4		除じん・脱臭の適用範囲 脱臭装置	敷地境界の臭気指数を遵守できれば、粗大ごみ処理施設への脱臭装置の設置は取り止めてもよろしいでしょうか。	NO. 154を参照ください。
156	158	第4章	4.10.2	5(エ)	洗車設備	洗車装置は、節水型スプレーガンの採用などを条件に、1台あたりの使用水量を事業者実績に基づく値として提案させていただけないでしょうか。	要求水準書と同等以上の洗車能力を有していることが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
157	159	第4章	4.10.6 ～ 4.10.8		危険ごみ及び有害ごみ 運搬用のかご～有害ごみ 運搬用（長尺蛍光管・縦置き）の箱	かご、箱等の容器について、現行の処理施設で使用されているものの参考写真等があれば、ご提示いただけないでしょうか。	本事業に合わせて新たに開始する制度のため、現行の処理施設で使用しているものはございません。参考として、下記リンク先に掲載されているような製品を想定ください。※特定の製品の使用を推奨するものではありません。 ・折り畳みコンテナ（危険ごみ及び有害ごみ運搬用のかご） https://www.sanko-ko.co.jp/products/search/Detail.aspx?id=10001690 ・有害ごみ運搬用（長尺蛍光管）の箱 https://www.nomurakohsan.co.jp/business/merchandise
158	160	第2編 第5章	5.1.1	(2)	電気設備 計画概要	特別高圧受電変電・送電設備のうち、ガス絶縁開閉装置は、「添付資料05 取合点位置図」に示す敷地北東端部（屋外）に設置し、それ以外の設備は工場棟内の受変電室に設置するとありますが、安全性や実用性を考慮して、電気取合点に、特高受変電設備（ガス絶縁開閉装置、VCT、特高変圧器、特高変圧器二次遮断器盤、監視盤等）としての設置を提案してもよいでしょうか。	「添付資料05 取合点位置図」に示すスペースに収まり、かつ要求水準書p. 62 2.9 (2)に記載の防水壁の設置に支障がなく、騒音規制を満足できるなど、要求水準書の満足に支障がないことを前提に提案を可とします。
159	161	第5章	5.1.2	(3)エ	電気方式	建築動力として交流3相3線式420Vとありますが、設備負荷に420Vがある場合に供給するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
160	161	第2編 第5章	5.1.2	(4)カ	電気方式	高圧変圧器二次側低圧幹線は、原則としてバスダクト方式とするとありますが、実用性・安全性の向上を考慮し、高圧変圧器を収納する変圧器盤と変圧器二次側の低圧配電盤を列盤とし、盤内BUSバー接続しても宜しいでしょうか。	変圧器盤と低圧配電盤を列盤とする条件においてBUSバー接続も可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
161	163	第5章	5.1.4	(3)オ (エ)	高圧配電盤	母線連絡遮断器により系統と瞬時並列運転を行うとありますが、瞬時並列運転が可の場合でも、他の機能で同等の機能を確保することを前提に事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	他の機能で同等の機能を確保できることが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
162	163	第2編 第5章	5.1.4	(3)エ	高圧配電盤	経済性・メンテナンス性を考慮し、高圧配電盤の構成は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	高圧配電に必要な盤を設置し運用上支障がないことを前提に、提案を可とします。
163	163	第2編 第5章	5.1.4	(3)オ (エ)	高圧配電盤	経済性・実用性を考慮して、常用－非常用母線の連絡遮断器を設置せず、非常用発電機の瞬時並列運転は52Sの遮断器を使う提案とさせて頂けないでしょうか。	貴社の想定されている方法が単線結線図等で示され、問題ないことが確認された場合には可となる可能性もありますが、現状では確認できないため、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
164	164	第2編 第5章	5.1.4	(6)	変圧器盤	モールド式変圧器や変圧器盤の構成は、経済性・実用性を考慮して、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	必要な変圧器を設置する条件で構成は提案を可とします。ただし、変圧器についてはトップランナー基準2026を満たすことを前提に提案を可とします。
165	165	第2編 第5章	5.1.5		電力監視操作設備	新ごみ処理施設内において、給水使用量および電力使用量の計量区分を分けるべきエリアはございますでしょうか。例えば、「貴組合使用エリア」と「運営事業者エリア」で計量を分けるなど。	組合使用エリアの給水使用量および電力使用量は運営事業者の負担となるため、計量区分を分ける必要はありません。
166	165	第2編 第5章	5.1.5	(1)	電力監視操作設備	経済性・メンテナンス性を考慮し、電力監視操作設備専用のDCSオペレータコンソールを1台設置するという提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
167	165	第2編 第5章	5.1.5	(5)	電力監視操作設備	ごみ処理のプロセス等とは独立しとありますが、電力監視操作設備専用のDCSオペレータコンソール1台に無停電原電を供給して商用電源の停電に備える提案をしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
168	166	第2編 第5章	5.1.6	(2)エ (カ)	低圧配電設備	照明主幹盤の主要機器として非常用切替器（常用－発電）がありますが、非常用電源は高圧母線に接続して、常用と発電機の回路を切り替えます。低圧設備における非常用切替器はどのような使用用途を想定されているか教えて頂けないでしょうか。	非常用電源の切替を高圧母線で計画していますので、低圧設備に非常用切替器の設置は不要とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
169	166	第5章	5.1.6	(2)エ	照明主幹盤	非常用切替器(常用－発電)は、非常用発電機が低圧の場合に適用するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。非常用電源の切替を高圧母線で計画していますので、低圧設備に非常用切替器の設置は不要とします。
170	167	第2編 第5章	5.1.7	(1)キ	動力配電設備	内線規程に準じて力率調整は極力低圧負荷で行うものとするがありますが、プラント全体の力率調整は高圧進相コンデンサで実施させて頂けないでしょうか。	プラント全体の力率調整については、要求水準書p.164 5.1.4 (5) オ. 特記事項に記載の内容で計画ください。
171	167	第5章	5.1.7	(3)	インバータ制御盤	粗大ごみ処理施設はインバータ機器が少ないため、盤のスペースを有効利用するため、インバータ機器を、直入等、他の起動方式の機器も設置した盤(＝インバータ専用ではない盤)への収納をお認めいただけないでしょうか。	高温多湿な場所や粉じんの多い場所を避けた場所に設置する盤への収納であり、かつ騒音やノイズの影響を考慮することを前提に提案を可とします。
172	168	第5章	5.1.7	(4)ウ	低圧動力制御盤 主要機器	「収納機器1ユニットにつき」「盤の構造は「5.1.12盤の構造」に準ずる」とあり、5.1.12盤の構造を参照すると「JEM1459に基づく(以下略)」との記載があります。このJEM1459との記載から、粗大ごみ処理施設の低圧動力制御盤はコントロールセンタではなく、電磁集合盤とすることをお認めいただけないでしょうか。	合理的な理由があり、かつ他の設備に影響しないものであれば電磁集合盤の採用を可とします。
173	168	第2編 第5章	5.1.7	(6)エ (ア)	現場操作盤	操作盤は各機器の機側にて、発停操作が行えるとともに、保守点検時に使用するもので、インターロック機構を設けるとありますが、現場操作盤にインターロック機構を設けるとは、どのようなことか教えて頂けないでしょうか。例えば、保守用スイッチを現場操作盤に設けて、保守時には現場操作盤で保守に切替えて、操作場所(操作盤やDCS)に限らず、運転できないようにすることでしょうか。	基本的な機器の発停はDCSやPLCでの操作を想定しています(装置によっては連動起動も含まれます)が、故障発生時やメンテナンス時には操作場所を現場に切替え、発停操作を行えるようにする目的です。インターロック機構は特殊な仕様ではなく、後段機器が停止している場合に運転不可とするもので、それをどこに設けるかは提案を可とします。
174	168	第2編 第5章	5.1.7	(6)エ (エ)	現場操作盤	現場操作盤の停止スイッチはオフロック付とするとありますが、停止スイッチをオフロック付きとしている目的や想定されている状況がありましたらご教示頂けないでしょうか。例えば、メンテナンス時に、停止ボタンでオフロックして、現場からも中央からも運転指令を受け付けないことを目的としている場合、停止スイッチ(オフロック付き)の代わりに、保守切替スイッチを設けて、スイッチが保守中の場合、現場からも中央からも運転指令を受け付けないという方法をご提案してもよろしいでしょうか。	目的は誤操作を防ぎ、ON状態を保持させるためです。よって、メンテナンス時の安全性を確保できる仕様であれば、提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
175	171	第5章	5. 1. 9	(5) ウ (オ)	非常用（常用）発電設備	主要機器に自動力率調整装置がありますが、非常用発電設備で提案し、自動力率調整機能が必要ない場合は、設置しないことをお認めいただけないでしょうか。	非常用発電設備とすると自動力率調整機能を必要としなくて問題ないと考えている趣旨が分かりません。対面的対話などで説明を受け、問題ないことが確認できる場合は可とする可能性もありますが、対面的対話時点での確認が難しい場合は、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
176	171	第5章	5. 1. 10	(1)	無停電電源装置	「鋼板製垂直自立閉鎖形」との記載がありますが、粗大ごみ処理施設用として個別に設置する場合は汎用UPS (5kVA) としてもよろしいでしょうか。	機器もしくは装置単体に対して設置する場合は「鋼板製垂直自立閉鎖形」とする必要はなく、該当機器の制御盤等に収納できる汎用UPSにすることを可とします。
177	172	第2編 第5章	5. 1. 10	(3) ア	無停電電源装置	無停電電源装置の必要負荷30分以上の容量とありますが、蓄電池は商用電源停電時には非常用発電機で充電をバックアップするため、実用性と経済性を考慮して、必要負荷10分以上の容量で提案しても良いでしょうか。	提案を可とします。
178	172	第2編 第5章	5. 1. 11	(4) ア	直流電源装置	直流電源装置の必要負荷30分以上の容量とありますが、蓄電池は商用電源停電時には非常用発電機で充電をバックアップするため、実用性と経済性を考慮して、必要負荷10分以上の容量で提案しても良いでしょうか。	提案を可とします。
179	172	第5章	5. 1. 11		直流電源設備	粗大ごみ処理施設用として、二次受変電設備を設置する場合は、小規模となるため、直流電源装置を汎用UPS (5kVA) とすることを認めいただけないでしょうか。	小規模な機器もしくは装置単体に対して設置する場合は、該当機器の制御盤等に収納できる汎用UPSにする提案を可とします。
180	173	第5章	5. 1. 12	(9)	盤の構造	扉ロックとは、盤面ハンドル（施錠あり）との理解でよろしいでしょうか。	扉を開けた際の開位置保持用ストッパを指します。
181	176	第2編 第5章	5. 2. 2	(2) イ(ク)	計装・制御方針(粗大ごみ処理施設)	堅型高速回転破碎機の「爆発検知器」は、破碎機本体の投入フード部に設置することでもよろしいでしょうか。	貴社の想定されている方法に妥当性があり、問題ないことが確認された場合には可となる可能性もありますが、現状では確認できないため、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
182	179	第5章	5.2.3	(4) 表2-35	カメラ設置場所（ごみ焼却施設）（標準）	全天候カメラは「ワイパー付」の記載がありますが、設置環境やカメラ向きを配慮した上、雨水等の水滴が付着しにくく、ワイパーが不要となる親水コーティング型カメラ等での提案とさせていただけないでしょうか。	設置環境やカメラの向きに配慮する条件で、提案を可とします。
183	180	第5章	5.2.3	(4) 表2-37 表2-38	モニタ設置場所	中央制御室、計量事務室のモニタのサイズ・台数については、操業監視上最適と思われる仕様にて事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	貴社の想定されている方法に妥当性があり、問題ないことが確認された場合には可となる可能性もありますが、現状では確認できないため、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
184	182	第5章	5.2.5	(1)エ	データログ	省スペース化、LCC最小化の観点から、粗大ごみ処理施設についてはデータログのオペレータコンソールへの統合をお認めいただけないでしょうか。実績においても数多くの施設で統合しており、特に問題はありません。	提案を可とします。
185	183	第5章	5.2.8		公害防止表示設備	本設備は要求水準書P131に記載の公害モニタリング装置と同じものという理解でよろしいでしょうか。	NO. 142を参照ください。
186	186	第2編 第6章	6.2.3	表 2-40	作業員諸室計画	表2-40 作業員諸室計画の給湯室の欄に「更衣室の配置は見学者区画と作業員区画を変更できる位置とする」と記載されていますが、この記載における「更衣室」とは、給湯室のことを指していると解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	187	第6章	6.2.3	表 2-40	作業員エレベーター	中央制御室と作業員の管理諸室が上下階1フロア一分の移動で済む場合などは、エレベータによる移動ではなく、階段の移動のほうが合理的であると判断します。この場合は階段による移動をメインと考えてもよろしいでしょうか。	運用上、階段で移動することは妨げませんが、エレベータの設置は必須と考えてください。
188	187	第6章	6.2.4		本組合員諸室計画	「本組合の事務室は見学者や来場者の入口に面する場所として受付事務が可能な場所としつつ」とある一方で、P. 210 1.1.3運営事業者の業務概要には「本施設への見学者及び視察者等に対し、予約の受付を自ら行くとともに、」と記載されております。予約の受付および見学者や来場者が来た際の受付業務は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p. 220 2.5 2.5.3 (2)のとおり、行政視察等については本組合にて予約の受付を行います。見学者や行政以外の視察者の受付は運営事業者にて行うもののご理解ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
189	189	第6章	6.2.5	表 2-42	見学者通路	有効幅員3,000mm以上は、壁間（手摺除く）での寸法であり、柱のある箇所などは3,000mm以下となっても良いと理解してよろしいでしょうか。	有効幅員3,000mmとは見学者通路のすべての場所で3,000mmを下回らないという趣旨です。よって、柱のある場所でも3,000mmを確保してください。
190	190	第6章	6.2.6	表2-43	機械諸室の床仕上げ	床面の摩耗対策としてごみピット同等の被り厚確保する方策をお認めいただけないでしょうか。	提案は認められません。
191	191	第2編 第6章	6.2.6	表 2-43	機械諸室計画 ごみピット	「災害発生時などの予定外の一時的な貯留を目的に、貯留ピット上部の壁面にごみをもたれかからせることで、有効容量を超えた余裕量を設定できるようにする」との記載がありますが、余裕量は事業者提案で宜しいでしょうか。指定がある場合は、考え方や容量を提示頂きたく御願います。	要求水準書p.191 表2-43 ごみピットの4センテンス目、「余裕量の範囲は、ごみピットの仕切り壁の天端から炉壁に向かって仰角45度の範囲とし、この範囲を貯留ピットの余裕分として活用できるように天端の高さ、炉壁の高さや強度などを設定する。」に準拠ください。
192	192	第2編 第6章	6.2.6	表 2-43	機械諸室計画 ごみピット	高所用照明についてごみクレーン上に仮設備用意して交換することをお認め頂けないでしょうか。 高所用照明の“安全に交換できる構造”とは昇降機能付き照明を意図していると推察しますがLED照明で昇降機能付きの製品がありません。また、LED照明の耐用年数を考えるとごみピット上部全面にキャットウォークを設置することは経済的ではないと考えます。	安全性の確保に問題がないことが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとします。
193	193	第6章	6.2.6	表 2-43	排風機室	「誘引通風機や押込送風機など、騒音や振動が特に大きい機器は、原則として区画された専用の室とする。」とありますが、送風機本体へ適切な振動対策を行い、機器周囲の労働環境や敷地境界での騒音に問題がない場合は、当該機器は専用の室に入れる必要はないと理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
194	193	第6章	6.2.6	表 2-43	機械諸室計画 灰処理設備室	「環境集じん装置を用いて、専用室を負圧に保つ～」とありますが、室内を負圧とした場合、点検口などの開放時に装置内の灰が室内に飛散する可能性があります。局所集じんなどで灰の飛散を防ぐ対策を適切行うことを条件に、室内の負圧維持については事業者判断にて実施とさせていただけないでしょうか。	提案は認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
195	193	第2編 第6章	6. 2. 6	表 2-43	機械諸室計画 炉室	炉室は通常、消防法上の危険物施設としての規制を受けるため、窓単体での設置が認められない場合があります。その場合は窓に常時閉の防火戸を設けることとなり見学上好ましくないため、代替案としてモニター等による見学をお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
196	193	第2編 第6章	6. 2. 6	表 2-43	機械諸室計画 破碎機室	“防爆仕様”の扉は門付きの鋼製扉で宜しいでしょうか。見積に折り込むため具体的な要求仕様がありましたらご教示ください。	具体的な要求仕様はありません。
197	196	第2編 第6章	6. 2. 6	表 2-43	機械諸室計画 洗車場	洗車場の進入、退出について一方通行の要求がありますが、幅員が8m以上確保できており、車両が安全に通行できる場合、対面通行式として提案してもいいでしょうか。	提案を可とします。
198	199	第6章	6. 2. 8	表 2-45	主な諸室の内部仕上表	主な諸室の内部仕上表（標準仕様）における工場棟（機械諸室）の手選別室について、天井は「デッキプレート表し、または（以下略）」とありますが、作業環境向上のため、空調効率を加味して化粧石膏ボードで天井を設けてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
199	200	第2編 第6章	6. 2. 10	(2)エ	基礎構造	独立基礎とする“主要なプラント機器”は高速回転式破碎机及び蒸気タービン発電機と考えて宜しいでしょうか。	ここでの記述は、上部架構に支持する主要なプラント機器を指しており、炉架構、ボイラ架構、蒸気復水器架台などに支持するプラント設備を想定するものです。なお、架構とは関係のない独立基礎としては、少なくとも高速回転式破碎机、発電機を想定しています。
200	201	第6章	6. 3. 1	(1)	造成法面の排水	造成法面の排水については、組合殿所掌の造成工事において法面下に新設の大型水路を設け、1号調整池へ集水するという理解でよろしいでしょうか。	法面の雨水排水については、新ごみ処理施設の整備工事の所掌外とします。なお、法面の雨水については、1号調整池に接続しているものの他、2号調整池に接続するもの、道路脇に整備する水路に排水されるものがあります。
201	201	第6章	6. 3. 1	(2)	一般事項	本文に記載の「引渡し状態」には添付資料03造成工事計画図に記載の敷地外周部の排水側溝等の排水設備（図面表の赤点線部分）が完成した状態も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
202	201	第6章	6. 3. 1	(2)	一般事項	「本件事業は「添付資料03造成計画平面図」に示す状態を引渡し状態として引継ぎ、～」とありますが、造成計画で引渡される詳細が不明です。造成工事の各仕様をご提示いただけないでしょうか。一例として、203頁(3)植栽、芝張工事に「工事期間中、造成工事の法面保護において植栽した緑地帯を維持管理する。」との記述がありますが、「添付資料03造成計画平面図」からは法面保護の仕様を読み取ることができません。また維持管理のために散水が必要な場合、散水設備の設置はありますでしょうか。 法面保護の植栽にした緑地帯については、運営時も継続して維持管理してもよろしいでしょうか。また造成側の法面保護植栽については造成工事完了後1年間については枯木保証があると考えてよろしいでしょうか。	造成工事から引き渡される法面保護の植栽は、張芝のみと考えてください。この張芝については、建設工事にて維持管理するともに、本設として流用できるものはそのまま利用して構いませんが、造成工事側に枯れ木補償はありませんので、枯死や雨水による流出等で損失した部分は、新ごみ処理施設の整備工事にて追加する必要があるものと捉えてください。なお、散水設備の設置及び維持管理は、仮設のものも本設のものも新ごみ処理施設の整備事業にて設置するものと考えてください。
203	202	第6章	6. 3. 3	(2)ア	構内雨水排水設備工事	建設予定地に降った雨水の流れに関して、下記の点を確認させてください。 (1) 建設予定地の宅盤上の雨水は、今回工事の受注者側で外構雨水排水路を設計・施工し、1号調整池へ導水する計画でよろしいでしょうか。 (2) 建設予定地の北側造成法面および東側造成法面上の雨水は、令和7～8年度実施の造成工事にて雨水排水路を設計・施工し、1号調整池へ導水する計画（今回工事の受注者の所掌外）でよろしいでしょうか。 (3) 建設予定地の西側造成法面上の雨水は、別発注の公園緑地工事にて雨水排水路を設計・施工し、2号調整池に導水する計画（今回工事の受注者の所掌外）でよろしいでしょうか。 (4) 建設予定地の南側造成法面上の雨水は、1号調整池へ直接雨水が流れ込むことになりますでしょうか。 (5) 1号調整池から2号調整池へ排水ポンプにて送水し、最終的には、2号調整池から敷地外の公共用水域（雨水排水路）へ雨水を排水するという理解でよろしいでしょうか。	(1) お見込みのとおりです。 (2) 今回工事の受注者の所掌外という解釈で差し支えありません。 (3) お見込みのとおりです。 (4) 今回工事の受注者の所掌外という解釈で差し支えありません。 (5) お見込みのとおりです。
204	203	第2編 第6章	6. 3. 3	(5)ア	門扉及びフェンス施工範囲	フェンスについては、建設予定地の法肩の外周のほか、調整池計画範囲の南側にも設置する。とありますが、予定地の法下の外周に設置しても宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
205	203	第2編 第6章	6.3.3	(6)	給排水設備工事	公園緑地の必要給水・排水量をご教示ください。 または、公園緑地内トイレの想定利用人員と衛生器具構成をご教示ください。	男性用小便器2基、男性用大便器1基、女性用大便器2基、多目的トイレ1基、手洗い場3基を設置します。給排水量や想定人数は提示できません。
206	204	第2編 第6章	6.3.4		公園緑地工事	公園緑地範囲の電源は新ごみ処理施設からの電源供給で宜しいでしょうか。また、「分電盤や照明の仕様は別途協議にて決定するものとする」とありますが、特殊な仕様でしたらご指示下さい。	特段の特殊なものは想定しておりません。
207	204	第2編 第6章	6		建築機械設備工事	新ごみ処理施設内において、給水使用量および電力使用量の計量区分を分けるべきエリアはございますでしょうか。例えば、「貴組合使用エリア」と「運営事業者エリア」で計量を分けるなど。	組合使用エリアの電力使用量は運営事業者の負担となるため、計量区分を分ける必要はありません。
208	205	第2編 第6章	6.4.3		給排水衛生設備工事	汚水・雑排水は建屋内合流・敷地内合流方式でよろしいでしょうか。	水質や水量の管理など要求水準書に記載する内容を遵守する前提において提案を可とします。
209	205	第2編 第6章	6.4.3	(3)	給排水衛生設備工事	生活用水量を算定する上での、貴組合の対象人員数をご教示ください。	15名程度を想定しております。
210	208	第2編 第6章	6.5.4	(2)キ	電話設備工事	Wi-fi環境を用意する“主要な諸室”は表2-40 作業員諸室、表2-41 本組合諸室、表2-42 見学者用諸室のうち居室のみを想定し、表2-43 機械諸室等には不要と考えて宜しいでしょうか。	主要な諸室の解釈についてはお見込みのとおりです。機械諸室に設置するか否かについては提案に委ねます。
211	208	第2編 第6章	6.5.4	(4)	インターホン設備 (多目的トイレ)	呼出ボタンを設け、中央制御室及び事務室に呼出表示器を設け、相互通話が可能な方式とするとの記載がございますが、事務室とは運営事業者の事務室及び組合様事務室の両方との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	208	第2編 第6章	6.5.4	(5)	テレビ受信設備	「テレビ受信設備については必要に応じて設置する。」とありますが、直列ユニットを必要に応じて設置する計画でよろしいでしょうか。	要求水準書p.208 6.5.4 (5) アの対応で設置する全てのテレビが対応可能なのであれば、エの「テレビ受信設備」は不要です。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
213	208	第2編 第6章	6. 5. 4	(7)	防犯警備設備	「夜間の警戒警備に必要な設備」の仕様については事業者提案で宜しいでしょうか。 第3編 第2章 2. 6. 3 警備・防犯への対応(6)（要求水準書P222）において、「本組合諸室の警備・防犯は運営事業者の所掌範囲外とする」とありますので、特に貴組合諸室の夜間警戒設備について要求事項があれば明確化をお願いします。	本組合諸室の夜間警戒設備については、防犯カメラと施錠管理を想定しています。
214	210	第3編 第1章	1. 1. 3	(10)	運営事業者の業務概要	「地域住民や見学者に対して、会議室や保全緑地等を利用したサービスを提供する」との記載がありますが、具体的にどのようなサービスをイメージされていますでしょうか。 また、「保全緑地」とは建設事業者が整備する敷地内の緑地という理解でよろしいでしょうか。	見学者に向けたカリキュラムとして、会議室や隣接する緑地公園を活用したサービスを必要に応じて検討いただくものとお考えください。
215	210	第1章	1. 1. 3	(13)	運営事業者の業務概要	当該箇所には「本組合が定期的実施するごみの受入検査を補助、支援する」とありますが、要求水準書215頁2. 1. 4(7)には「本組合が選定（指定）した車両に対し、搬入検査（パッカー車の内容物を確認する展開検査など）を行う」とあります。 つきましては運営事業者の業務範囲は当該箇所の記載内容を正とし、貴組合が実施するごみの受入検査の検査の補助、支援と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	210	第3編 第1章	1. 1. 3	(13)	運営事業者の業務概要	貴組合が定期的実施するごみの受入検査を補助、支援するとありますが、運営事業者は業務に支障の無い範囲で協力するとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は具体的な（計画）条件をお示しください。	月数回程度は実施するものとお考え下さい。なお、業務範囲に含まれており、業務に支障のない範囲での協力という解釈ではないものとご認識ください。
217	210	第3編 第1章	1. 1. 3	(14)	運営事業者の業務概要	説明用パンフレットを必要に応じて改訂するとの記載がございますが、P130 3. 14. 10 イにおいて、説明用パンフレットデータは貴組合に納品することとなっており、ウにおいて、運営期間に増刷が必要となった場合には、貴組合にて実施するとの記載がございます。これより、改訂が必要となった場合には、貴組合よりデータをご提示及びご指示を頂き、運営事業者にてご指示に従い改訂し、貴組合にて増刷されるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。ただし、パンフレットの生データが組合に納品されることが前提となるとともに、改訂については本組合より改訂の方針を伝え、運営事業者にてデザインや文章などを検討していただく、という形であるのご理解ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
218	210	第3編 第1章	1. 1. 3	(14)	運営事業者の業務概要	説明用パンフレットを必要に応じて改訂するとありますが、改定頻度と対象パンフレット（一般、小学生向け）をご教示願います。（見積精度適正化のため）	改訂頻度は10年に1度程度を想定ください。なお、対象とするパンフレットは全てとします。
219	211	第3編 第1章	1. 1. 5		組織体制の構築	「業務実施にあつては再委託も可とするが、主たる業務や重要な責任を有する業務は運営事業者が自ら行う体制とすること」と記載されておりますが、主たる業務や重要な責任を有する業務とは運転管理業務や維持管理業務などと認識しており、当該業務については構成員へ業務委託することができるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
220	212	第3編 第1章	1. 2. 2	(2) ア	運営期間終了後の運営方法の検討	「新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示」に協力すると明記されておりますが、運営事業者の知的財産が含まれる資料は除くものと認識して宜しいでしょうか。	基本的には要求水準書に従い対応いただくものとしませんが、知的財産としての重要性が高いなど、本組合が認めるものについては協議の対象とします。
221	214	第3編 第2章	2. 1. 3	(2)	受付・計量業務の実施	「ごみ搬入申込書への記述」と記載がありますが、紙ではなく、事前登録等のシステム化・ペーパーレス化の対応をお認めいただけないでしょうか。	事前対応と併用することは妨げませんが、デジタル機器を用いた事前申し込みに不慣れな方などへの紙面での対応は行うものとご認識ください。
222	214	第3編 第2章	2. 1. 3	(2)	受付・計量業務の実施 （ごみ搬入申込書）	本組合が定めた「ごみ搬入申込書」への記述を依頼し、内容を確認のうえ、計量棟の端末に入力して登録するとの記載がございます。 上記登録項目が非常に多い場合、入力にかなり時間がかかることが想定されます。（特に混雑時は登録（入力）が間に合わない）住所は郵便番号による自動登録のみで可など簡素化をお願いできないでしょうか。 （身分証明書と住所の照合での間違いの有無に係るチェックは省略致しません。）	住所は番地までの入力が必要になるものとご認識ください。
223	214	第3編 第2章	2. 1. 3	(13)	受付・計量業務の実施	日曜、祝日又は時間外であっても搬入を行った際に発生する残業代などの費用については、別途協議の上、精算いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	清算は致しません。よって、応札金額に想定される費用を見込んでください。
224	215	第3編 第2章	2. 1. 4	(7)	搬入管理業務の実施	貴組合が選定した車両に対し実施する搬入検査の実施頻度と1回（日）あたりの実施台数をご教示願います。	実施頻度は月数日、1日あたり4台程度を想定ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
225	215	第3編 第2章	2. 1. 4	(10)	搬入管理業務の実施	搬入禁止物との表記がございいますが、これは用語の定義No. 14の排出禁止物と同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
226	217	第3編 第2章	2. 2. 4	表3-1	測定項目と測定頻度	P10 表1-5に発電設備の排ガス基準値の記載がございいますが、非常用として設置する場合には、表3-1の測定項目及び測定頻度に当該項目の記載がなく、また法的にも定期計測義務がないことから、排ガスの定期計測は不要との理解で宜しいでしょうか。	発電機を非常用として設置する場合にあってもp.10 表1-5の排ガス基準は遵守する必要があるものと認識ください。なお、表3-1の測定項目と測定頻度ですが、表1-5に示すばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物のそれぞれに対し、【2回/年】の測定を規定するものとします。
227	217	第3編 第2章	2. 2. 4	表3-1	測定項目と測定頻度	騒音、振動、悪臭について、要求水準書P46の性能試験方法に記載ある測定箇所数と考えておりますが、もしご指定がありましたらご教示下さい。	想定している測定箇所です。
228	217	第3編 第2章	2. 2. 4	表3-1	測定項目と測定頻度	悪臭の測定内容は、P12 第1編 3. 12. 1(5)悪臭基準に記載のある「臭気指数」と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
229	217	第3編 第2章	2. 2. 4	表3-1	測定項目と測定頻度	積算条件統一のため、以下、ご指定がありましたらご教示ください。 ・排気口の排気の測定頻度 ・放流水水質の測定頻度	排気口の排気の測定頻度は【2回/年】とします。 放流水水質の測定頻度は下水道法施行規則第15条に基づき、規定されている必要最小限の回数を実施ください。
230	221	第3編 第2章	2. 6. 3	(3)	警備・防犯への対応 (機械警備)	機械警備の併用などの詳細は、本組合との協議により決定すると記載がございいますが、要求水準書P208 (7) に主に夜間の警備として防犯警備設備設置、配管・配線工事1式を計画するとなっております。運営事業者は納入された設備をどう運用するかを貴組合と協議して決定すると考えておりますが、もし何か他の要求事項がございましたらご教示お願い致します。	本組合にて防犯カメラ、施錠管理、機械警備を想定しております。その設置に必要な空配管などを想定ください。
231	222	第3編 第2章	2. 6. 3	(5)	警備・防犯への対応	「夜間、休日等は、必要に応じて来訪者の対応を行う。」と明記されておりますが、来訪者とは具体的にどの様なケースを想定すべきか人数や目的などご教示願います。	現時点で想定しているケースはございません。やむを得ない事情で来訪した場合の対応をお願いするものと想定ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
232	222	第3編 第2章	2. 6. 3	(7) ウ	警備・防犯への対応	門扉の開閉や鍵の管理等について、開閉状況及び保持状況等を記録するとの記載がございますが、対象の門扉は添付資料16に記載されている4か所（西側2か所（正門と公園側トイレ近傍）及び南側2か所（設計・建設業務範囲外箇所と煙突近傍））と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	222	第2章	2. 6. 4	(2)	除雪	「除雪が必要となった場合の体制を整備し、積雪時には速やかに除雪する」とありますが、建設場所近隣の中巨摩地区広域事務組合清掃センターにおける直近3年間の除雪作業の実績をご提示ください。	直近3年間に除雪作業を行った記録は残っておりませんが、中巨摩地区広域事務組合の職員へのヒアリング結果としては以下のとおりです。 ・除雪の頻度は年2回程度。 ・ホイールローダー2台、フォークリフト2台で施設内の除雪を職員が行い、施設周辺の空き地に山積みにする。 ・焼却施設のスロープには融雪装置があり、夜間に雪が積もり始めたら委託業者が責任者に連絡を取り散水を行う（井水を使用）。 ・粗大施設には設備がないため、搬入路全体を除雪する。各施設・北側が凍結しやすいため、場合により融雪剤を散布する。
234	223	第3編 第3章	3. 1. 1		基本事項	備品、什器等について、品目により定期的な維持管理等の発生による費用も考慮し、リース/レンタル品の利用は可能との理解で宜しいでしょうか。	提案を可とします。
235	223	第3編 第3章	3. 1. 3	(4) イ	調達業務の実施	搬入用に用いるかごや箱について過度な費用織込みを抑えるため、構成市町には手荒く扱わないなど取扱には十分注意するように、貴組合よりご指導いただけるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
236	223	第3章	3. 1. 3	(4) イ	搬入用容器	当該箇所には「構成市町が有害ごみや危険ごみの搬入用に用いるかごや箱を用意する。・・・維持管理業務では、稼働中の破損に伴う交換や不足分を必要に応じて調達する」とありますが、要求水準書227頁3. 4. 3 (13) には「有害ごみや危険ごみの収集運搬で利用するかごや箱、委託処分物や資源物の搬出で用いるパレットやドラム缶などの容器は、新ごみ処理施設に一定量を貯留しつつ、構成市町が空の容器を持ち帰ったり、引き取り業者が補充したりする。運営事業者はこれらの容器や備品を適切に保管、管理するとともに、汚れた容器の洗浄作業を行う」とあります。 つきましては有害ごみや危険ごみの搬入用容器について当該箇所を正とし、運営事業者は容器の保管・管理・洗浄作業まで実施するものと考えてよろしいでしょうか。	かごや箱、パレットやドラム缶などの容器の破損に伴う交換、不足分の補充、容器の保管・管理・洗浄作業については、いずれも維持管理業務の範囲としてください。
237	226	第3編 第3章	3. 4. 3	(10) ア	保守管理の実施	植栽の管理について記載がございますが、植栽管理の範囲について添付資料3の建設予定地（青色着色部）と考えてよろしいでしょうか。 また、清掃管理の範囲も同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
238	228	第3編 第3章	3. 5. 3	(17) ア	清掃業務の実施 （日常清掃）	日常清掃は毎日1回程度との記載がございますが、平日は基本毎日実施し、土日と祝日は原則対象外と考えてよろしいでしょうか。清掃については（14）に貴組合諸室を含むものがありますが、P222の2. 6. 3 (6) で貴組合諸室の警備・防犯は運営事業者の所掌外との記載があり、防犯上の観点も考慮しております。	お見込みのとおりです。
239	228	第3章	3. 5. 3	(17) ア	日常清掃	「毎日1回程度行う日常的な清掃作業とする」とありますが、労務管理上の観点から現場統括責任者が不在となる土曜日・日曜日・祝日・年末年始等につきましては、日常清掃の実施対象外とさせていただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。
240	228	第3章	3. 5. 3	(17) ウ	特別清掃	「外壁や機器などの上部、排水桝など、定期清掃で行う面的な清掃には含まれない、特殊な部位の清掃とする」とありますが、施設内の衛生状態、美観、施設機能、安全性を確保することを前提として、清掃部位と頻度については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	施設内の衛生状態、美観、施設機能、安全性を確保することが確認される場合は可と考えますが、設計段階における受注者との協議により決定するものとしします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
241	230	第3編 第4章	4. 1. 2		官公署等への申請	本組合が申請する必要がある申請手続の種類、時期、申請書様式などを管理し、申請書類の作成を支援するとございます。申請手続に必要な資料の提供などは支援可能と考えておりますが、時期、申請書類様式を把握するのは困難であると思料いたします。具体的にどのようなことを期待されているかご教示お願い致します。	ここでの申請手続きとは、新ごみ処理施設の操業に係るものであり、主に施主という立場で定期的に申請、検査などを行う必要があるものを指しています。他のDBO事業での経験や実績をもとにリストアップし、管理、支援することで問題ありません。
242	230	第4章	4. 1. 6		周辺施設整備・環境啓 発事業等への協力	「事業予定地内及び周辺地域で組合等が行う関連事業に対して協力する」とありますが、想定する関連事業の内容や年間の開催頻度をご教示ください。	現時点で想定しているものとしては、公園緑地及びビオトープの清掃及び環境美化がありますので、協力をお願いします。その他については、組合等が行う関連事業が生じた段階で協議するものとしします。
243	添付資料05				取合点位置図	P1の位置図において、南東側に越流管（埋設）取合点の記載がありますが、何を取り合うものかご指示願います。建設予定地の雨水については、雨水排水取合点で取合うものと理解しております。	「越流管（埋設）取合点」の「取合点」を削除ください。建設予定地東側（敷地外）を南北に敷設される雨水側溝が越水した場合の退避として1号調整池に導水するための埋設管が添付資料の位置に存在していることを示し、建設予定地内の工事（取合点位置図では作業員駐車場としている）の際の注意喚起の趣旨で明示したものです。よって、本越流管（埋設）の工事は新ごみ処理施設の整備工事範囲外と考えてください。
244	添付資料05				取合点位置図	P2に「特別高圧線の地中引込工事における所掌区分」の図がありますが、ここに記載の新設水路とは、建設用地の雨水外周側溝を意味していると理解すれば宜しいでしょうか。そうではなく、造成工事において設置する水路があるようでしたら、仕様・図面について開示頂きたく御願います。	新ごみ処理施設の整備工事で設置する雨水外周側溝などを意味しているものであり、造成工事において設置する水路ではありません。
245	添付資料06				搬入車両台数（参考）	搬入車両台数の大区分のうち、「家庭系ごみ（直接搬入分）」および「事業系ごみ（直接搬入分）」は、要求水準書9頁3. 11. 1 (1)に記載されている「自己搬入」に、同様に「家庭系ごみ（収集分）」は「委託車両」に、「事業系ごみ（収集分）」は「許可業者」にそれぞれ該当するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
246	添付資料06				搬入車両台数	添付資料06に記載されている数値は令和3年度の既存3施設の集計値という理解でよろしいでしょうか。また、年度による偏りを考慮するため、3～5年分の資料をExcelシート形式にてご提示いただけないでしょうか。	既存3施設の集計値という理解については、お見込みのとおりです。なお、添付資料06に示す令和3年度のデータしか提供できないものをご理解ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
247	添付資料08				日搬入量実績	添付資料06に記載されている区分で各ごみ種の日搬入量をご提示いただけないでしょうか。 また、年度による偏りを考慮するため、3～5年分の資料をExcelシート形式にてご提示いただけないでしょうか。	搬入台数と整合した日搬入量のデータは提供できません。
248	添付資料14				粗大ごみ処理施設処理フロー（標準案）	不燃ごみ処理業務の詳細な業務負荷および配置人員を検討するため、不燃ごみおよび不燃粗大ごみとして搬入される予定の下記のごみ種について、想定年間搬入量をご提示願います。 ・小型家電 ・コンクリートがら・レンガ・自然石 ・自転車・バイク用バッテリー ・小型金属類 ・大型金属類 ・消火器 ・ストーブ・ファンヒーター	実績データが存在しないことから、想定年間搬入量は提示できません。貴社の経験や他事例から想定ください。
249	添付資料14				粗大ごみ処理施設処理フロー（標準案）	手作業で分解後の「小型家電」は破砕機へ投入するフローとなっておりますが、鉄・アルミ以外の有用金属類の回収・リサイクル推進と廃棄物量削減の観点から、これら「小型家電」の処理を外部委託することを提案してもよろしいでしょうか。	事業者の責任と費用負担の範囲にて行うものであり、本組合が認めた方法であれば提案を可とします。
250	添付資料14				粗大ごみ処理施設処理フロー（標準案）	処理後の不燃性残さは焼却不可との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	添付資料15				粗大ごみ処理施設の搬入・搬出条件（標準案）	小型家電の銅線（被覆無し）及びモーターについて、搬出形態はコンテナ（荷台）に直積みとなっておりますが、搬出車は平ボディトラックとなっております。搬出形態と搬出車の組み合わせがあっていないように思われますのでご確認お願い致します。	「コンテナ（荷台）」は、荷台と読み替えてください。
252	添付資料15				粗大ごみ処理施設の搬入・搬出条件（標準案）	消火器の搬出区分が大型金属類になっており、搬出車がコンテナ車となっておりますが、搬入不可物でありコンテナ車で運ぶまでの量がないと思われますのでご確認お願い致します。	大型金属類は消火器の他、破砕困難な大型金属類全般（自転車、鉄板等）を指すため、複数の品目がコンテナ車で混載して搬出されるものとご理解ください。
253	添付資料3, 19				調整池の条件	1号調整池の設計洪水水位は、FH=245.9でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
254	添付資料20				搬入車両の諸元(参考)	一部市町村において「有害ごみ」及び「危険ごみ」が「不燃ごみ」若しくは「不燃性粗大ごみ」に「含む」との記載がございます。 これは「有害ごみ」「危険ごみ」が「不燃ごみ」若しくは「不燃性粗大ごみ」と同日に同車両で回収され、一方で別の袋若しくはコンテナ等で分別されており、搬入時に作業者による選別なしに「不燃ごみ」若しくは「不燃性粗大ごみ」と容易に仕分けて受け入れることができる状態と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
255	添付資料20				搬入車両の諸元(参考)	一部市町村において「不燃性粗大ごみ」がパッカー車で搬入される計画ですが、一部は収集時に粗破碎された粗大ごみが搬入される計画でしょうか。	パッカー車で運べる程度の大きさの不燃性粗大ごみがパッカー車にて運ばれてくるとご理解ください。
256	添付資料21				有害ごみ、危険ごみのかご及び箱の受け入れ個数(参考)	本表に記載されている「第1」「第2」…は「第1週目」「第2週目」を示すものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1章	2	(2)キ	落札者の決定	技術提案書の技術審査後に記載ある最終処分額の算定は入札参加者から提出された最終処分額を確認、入札参加者ごとの定量化限度額を算定する過程と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5	第3章	2	(2)	表3 技術審査の審査項目、 審査の視点及び配点	余熱利用計画の審査の視点には「・・・本組合の副収入（売電収入）を最大化・・・」との記載がありますが、売電量（余剰電力量）より売電収入金額が評価されるということでしょうか。	落札者決定基準に記載のとおりです。
3	6	第3章	4		価格審査	定量化限度額は(税抜)56,404,265,900円であり、定量化限度額以下であれば価格点は満点と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札参加者の入札価格と最終処分見込額の合計が、定量化限度額（税抜56,404,265,900円）を下回った場合、価格点は満点（50点）となります。
4	6	第3章	4		価格審査	組合が想定した最終処分費見込額：7,168,297,900円、最終処分単価：32,300円、36,000円は税抜と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第2号 [2/2]	6	構成企業	協力企業	代表者名	令和6年度入札参加資格審査（令和7・8年度分）認定通知書の宛先者（代表取締役）ではなく、同審査申請書にて入札・契約等について権限を委任した管轄支店の支店長で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第5号 [2/8]	6	6-1		構成員及び協力企業について必要な書類	納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税）の写しは以下の書類の提出を以って充足するという認識でよろしいでしょうか。 ・【国税】納税証明書その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用 ・【都道府県税】納税証明書（法人住民税） ・【都道府県税】納税証明書（法人事業税及特別法人事業税） ・【市町村税】納税証明書（法人市民税）	お見込みのとおりです。
3	第5号 [2/8]	6	6-1		納税証明書	納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税）は納税証明書（その1納税額等証明用）を添付すれば宜しいでしょうか。	No. 2の回答をご参照ください。
4	第5号 [2/8]	6	6-1		添付書類	「添付書類は様式第9号に添付すること」と記載有りますが様式第8号と理解して宜しいでしょうか。	「添付書類は様式第9号に添付すること」を「添付書類は様式第8号に添付すること」と読み替えてご対応ください。 なお、様式第5号[2/8]から同[7/8]についても同様とします。
5	第5号 [2/8]	6	6-1		添付書類	山梨西部広域環境組合競争入札参加資格者名簿に登録されていることを確認できる書類は、山梨県市町村総合事務組合からの認定通知書及び令和6年度入札参加資格定期審査（令和7・8年度分）申請書を提出することで宜しいでしょうか。	山梨県市町村総合事務組合からの認定通知書（写し）のみ提出ください。
6	第5号 [2/8]	6	6-1		構成員及び協力企業について必要な書類	納税証明書の写しについては、山梨西部広域環境組合に入札参加資格登録がされている本店または支店のものを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	第5号 [3/8]	6	6-2		建築物の設計・施工を行う者	「監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類」とありますが、本事業の建設業許可の業種区分は清掃施設工事であるため、建築の監理技術者のかわりに清掃施設の資格を有する監理技術者を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	建築物の設計施工を行う者については、建設業法の規定による「建設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を配置ください。 なお、「建設工事業」に代わり「土木工事業」など、上記以外の工事業に係る監理技術者資格者証を有する者の配置を希望する場合は、対面的対話の際にご確認ください。
8	第5号 [3/8]	6	6-2		建築物の設計・施工を行う者について必要な書類	「建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類」の内、「専任で配置できることを証明する書類」とは、様式第8号-14「技術者の配置に係る誓約書」と考えてよろしいでしょうか。また、別に書類が必要な場合、具体的な書類をご教示ください。	参加確認審査申請時は、様式第8号-14「技術者の配置に係る誓約書」の提出のみで問題ございません。 なお、同誓約書に記載のとおり、落札者として決定した日から30日以内に所定の技術者の名簿を提出いただきます。
9	第5号	6	6-2		建築物の設計・施工を行う者	ご提出する監理技術者資格証は配置予定者のものであるため、複数名ご提出してもよろしいでしょうか。	No. 8の回答をご参照ください。 なお、様式第8号-14「技術者の配置に係る誓約書」に基づき、落札者として決定した日から30日以内に所定の技術者の名簿を提出いただく際は、複数名の提出は不可とします。
10	第5号	6	6-2		建築物の設計・施工を行う者	監理技術者は、「常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があるものとする。」とありますが、証明書類として健康保険証の写しを提出するとの理解でよろしいでしょうか。令和6年12月2日に健康保険証の新規発行がなくなったため、健康保険証を所有していない社員については会社が発行する雇用・就労証明書などを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段は、お見込みのとおりです。 なお、健康保険証に記載の居住地など、「常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があるもの」の証明に不要な箇所は、個人情報保護の観点から、墨消しいただいて問題ございません。
11	第5号 [3/8]	6	6-2		雇用関係を証する書類	※当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があるものとする。」とありますが、上記を証明する書類としては保険証の写しを提出するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、No. 10の回答も併せてご参照ください。
12	第5号	6	6-2		建築物の設計・施工を行う者	「～建設工事に必要な監理技術者資格者証有する者を専任で配置できることを証明する書類」とありますが、入札参加申請時には監理技術者資格を有する候補者を複数名提出させていただき、実施段階でその中から専任することをお認めいただけますでしょうか。尚、当該内容はプラント設備の設計・施工を行う者の要件に関しても同様であると理解してよろしいでしょうか。	No. 8の回答をご参照ください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	第5号 [3/8]	6	6-2		特定建設業の許可	特定建設業の許可を受けていることを証明する書類は許可通知書のコピーを添付することで宜しいでしょうか。(同様式6-3、6-4も許可通知書のコピーで宜しいでしょうか。)	お見込みのとおりです。
14	第5号 [3/8]	6	6-2		専任で配置できることを証明できる書類	建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることとありますが、入札参加資格申請時に技術者を特定することが困難なため、複数の監理技術者を提示してもよろしいでしょうか。	No. 8の回答をご参照ください。
15	第5号 [6/8]	6	6-5		誓約する書類	運営開始後2年間以上配置できることを誓約する書類は様式第8号-14を指すと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	第5号 [7/8]	6	6-6		誓約する書類	運営開始後2年間以上配置できることを誓約する書類は様式第8号-14を指すと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	第5号 [8/8]	6	6-7		共同企業体協定書	共同企業体の運営形態が分担施工方式の場合、出資割合の記載は出来ないため未記載で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	第7号				委任状(代理人)	山梨西部広域環境組合様の競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者と本事業に参加資格審査を申請する代表者(組合様との契約の相手方)が同一の場合、提出は不要と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	第8号	5			施設の概要がわかる書類	同様式8号-6、7、8、9、10、11、12、13にも記載ある施設の概要がわかる書類は施設パンフレットで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	第8号	6			証する書類	同様式8号-7にも記載あるボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設を証する書類は施設パンフレットで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	第8号	8			元請けとしての建設実績	DBO方式又はPFI方式による元請けを証する書類は該当部分が記載されている入札公告の抜粋で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	第8号	11			主たる業務を担っていることを証する書類	主たる業務を担っていることを証する書類は特別目的会社より委託を受けている業務が分かる契約書の抜粋で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	第13号				入札書	記載責任者とありますが、参加申請届けに記載する代表者や担当者以外からの選任も可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	第14号-1				事業収支計画	外形標準化税は、②営業費用の欄に項目を追加して記入することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	第14号	2			費用明細書 (ごみ焼却施設 運営 業務委託料A)	※8に改訂指数(提案)について希望する指数がある場合、提案する指数を記載することとありますが、改定指数を具体的に記載すると文字数が多いため、例として注1を改定指数(提案)の項目に記載させて頂き、※10の下に注1で具体的な改定指数を記載させて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 また、別紙での提出(この場合は、様式第14号-2の次頁に綴じる)も可とします。
26	第14号	3			費用明細書 (ごみ焼却施設 運営 業務委託料B)	③維持管理費(補修費除く)の項目ですが、点検・検査費用は、運営業務委託料Cに含めてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
27	第14号	4			費用明細書 (ごみ焼却施設 運営 業務委託料C)	ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の共通の設備(例:工場棟、プラットホーム等)に関してはごみ焼却施設 運営業務委託料Cに集約し記載することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	第14号	4 6			費用明細書 (ごみ焼却施設 運営 業務委託料C, E)	様式14-4, 14-6に記載の合計金額について、年度毎の費用を様式の合計欄にて明確化した上で、合計欄の下に平準化した金額を記載する欄を設けてもよろしいでしょうか。 また、その平準化した金額を様式第13号(別紙3), 第14号-1に展開することによろしいでしょうか。	提案を可とします。
29	第14号	5			費用明細書 (ごみ焼却施設 運営 業務委託料D)	③維持管理費(補修費除く)の項目ですが、点検・検査費用は、運営業務委託料Eに含めてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
30	第15号	1-9	別紙2		主要機器の維持補修計画(粗大ごみ処理施設)	受付グループ名の記載欄が重複記載されておりますので、一つ削除してよろしいでしょうか。	一つ削除して使用ください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
31	第15号	2-1	別紙1		運営管理体制	運営時体制において運営事業期間内で体制が変わる（人数が変更になる）場合は複数枚作成し、運営期間〇年目～〇年目という表記を追加することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	第15号	2-3	別紙2		付保する保険の内容	資料の下部に※3 A3版・横（A4版に折込み）で作成のこと。との記載がございますが、様式のエクセルのフォーマットはA4版で作成されております。A3版で作成するのであればA3版のフォーマットで見直し頂くか、もしくはA4版で作成するかご確認をお願い致します。	当該様式は、A4版にて作成ください。

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第3章	2	No. 11	各種調査の不備リスク	各種調査の不備リスクとして「本組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合」は貴組合のリスク分担となっております。提示されている入札資料からは、土壤汚染が有ることは読み取れません。本計画地に対しての土壤汚染対策法第4条の「土壤汚染状況調査」は不要と考えてよろしいでしょうか。	土壤汚染の懸念はなく、調査命令は出ないものと考えていますが、届出はこれからとなります。
2	7	第3章	2	No. 36	住民対応リスク	リスク負担が事業者所掌となっておりますが、貴組合の責によるものについては、貴組合の負担としていただけないでしょうか。	質問はリスク管理方針書No. 37に対するものと理解します。No. 37の「リスクの内容」を「事業者が行う建設、運營業務に関し事業者の責により住民よりクレームがあった場合」と変更します。
3	7	第3章	2	No. 39	第三者賠償リスク	「建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償」が事業者所掌となっておりますが、事業者の責によらないものについては、貴組合の負担としていただけないでしょうか。	事業者の責によらないと組合が判断した場合は、事業者の責を問いません。
4	9	第3章	3	No. 60	性能未達成リスク	事業者の責による項目であり、貴組合による復旧費の負担は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	9	第3章	3	No. 62	施設損傷リスク	「事業者の責によらない場合、本施設の破損に伴う費用増大」のリスク当事者が事業者（運営）となっておりますが、本リスクは事業者の責によらないものであるため、貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正いたします。
6	9	第3章	3	No. 62	施設破損リスク	リスクの内容の項目の事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）に欄に事業者の責によらない場合と記載があり、対象となる契約及び契約に含む内容の文章内では本組合は事業者に対して生じた損害を賠償するとの記載がございます。リスク当事者は、貴組合が○（運営事業者の○は削除）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正いたします。
7	9	第3章	3	No. 66	物価変動リスク	物価変動は1.5%を超える場合は改定されるとありますが、職員給与等への反映性向上のため、1.0%に見直し頂けないでしょうか。	リスク管理方針書に記載のどおりとします。

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	10	第3章	3	No. 72	住民対応リスク	リスクの内容の項目の事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）に欄に本組合の責による場合との記載があり、対象となる契約及び契約に含む内容の文章内も本組合が負担するとの記載がございます。 リスク当事者は、貴組合が○（運営事業者の○は削除）と考えてよろしいでしょうか。併せて対象となる契約及び契約に含む内容の項目のタイトルが事業者の責に該当する各規定と記載がございますが、貴（本）組合の責に該当する各規程など適切な名称に修正をお願い致します。	お見込みのとおりです。リスク分担者及び契約書及び契約に含む内容の項目のタイトルにつきましても適切な名称に修正します。
9	10	第3章	3	No. 72	住民対応リスク	主分担が運営事業者となっていますが、対象となる契約及び契約に含まれる内容に「本組合の責により生じた要求水準の未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は本組合が負担する」とあることから、主分担は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。
10	10	第3章	3	No. 74	第三者賠償リスク	施設の運営に伴い事業者の責に帰する事由により第三者に損害が生じた場合は、事業者が当該損害を賠償するとありますが、貴組合の責に帰する事由の場合は、貴組合が当該損害を賠償し、帰責事由が明らかにならない場合は、不可抗力のNo. 70にある1%を事業者が負担を採用するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の責によらないと組合が判断した場合は、事業者の責を問いません。なお、この場合において不可抗力による損害の規定は適用しません。
11	10	第3章	3	No. 77	周辺環境の保全リスク	施設の運営に伴い事業者の責に帰する事由により貴組合に損害が生じた場合は、事業者が当該損害を賠償するとありますが、貴組合の責に帰する事由の場合は事業者負担はなく、帰責事由が明らかにならない場合は、不可抗力のNo. 70にある1%を事業者が負担を採用するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の責によらないと組合が判断した場合は、事業者の責を問いません。なお、この場合において不可抗力による損害の規定は適用しません。

6 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	4	3		事業契約についての協議及び締結	入札提案書類提出日から事業契約締結までの期間における物価及び賃金等の上昇に伴う影響については、当該条項に基づく協議により事業契約締結時の各契約金額に反映させることができる理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結日の金額については入札提案価格とします。
2	3	5	1	1	事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	「ウ落札者（落札者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。」とありますが、ア・イと同様に本号についても本事業の入札に関して有効との理解でよろしいでしょうか。	第5条第1項（1）ウを「本件事業の入札に関し、罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき」と修正します。
3	3	5	(1)	ウ	事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	「本件事業の入札に関し、」落札者が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したときのみ、本号に該当し、本件事業の入札とは関係なく該当条文の刑が確定したときは該当しないという理解でよろしいでしょうか。 （なお、建設工事請負契約書（案）第47条(12)ハでは、「この契約に関し」という限定が明示に付されております）	NO.2の回答を参照ください。
4	4	5	3		事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	当該条項の前に第2項がないため、当該条項以下の条項数は誤記でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のとよりの訂正といたします。
5	4	5	3		事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	第5条に2項がないため、3項以下を繰り上げて読み替える理解でよろしいでしょうか。誤記の場合、契約協議時に修正をお願いします。	お見込みのとおりです。ご指摘のとよりの訂正といたします。
6	9				別紙2	出資者保証書には、運営事業者の設立日など基本協定書締結時には記載できない事項がございます。したがいまして、本協定書締結時に、別紙2はブランクで基本協定書に閉じこむ理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	4	1		入札説明書等の優先順位	「質問回答（入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）及び入札説明書等に関する質問への回答書（第2回）を総称していう）」とありますが、対面的対話における内容も含む理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	1	4	1		入札説明書等の優先順位	書類間に齟齬がある場合は、本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約、質問回答書の優先順位となっておりますが、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約について、本質問に対する回答で修正等の改訂が発生した場合は、その改訂内容を織り込んだ状態での優先順位付けとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1	5	1	(2)	役割分担	運営に関して、見学者・地域住民対応業務とありますが、貴組合業務として実施される見学者・地域住民対応業務を除いた対応業務との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書P.5 第2章8(1)イ(ウ)に記載のとおりとします。 なお、小学校の社会化見学など、学校に関する受付、引率、説明等の対応は運営事業者が実施する範囲とします。
4	3	7	6		運営事業者の運営	各事業年度の1月末日までに、翌年度の経営計画を発注者に提出するとの記載がございますが、翌年度経営計画を策定するのに必要な翌年度の搬入計画は、貴組合より経営計画提出2か月前の各事業年度の11月末日までにご提示いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	経営計画に必要な搬入計画は、要求水準書の表2-2及び表2-10に記載の計画処理量とします。
5	3	8	3		事業契約	(1)～(3)について、基本協定書（案）第5条(1)の通り、本件事業の入札に限って有効と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	4	8	3	(3)	事業契約	「事業契約に関し、」受注者が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したときのみ、本号に該当し、事業契約とは関係なく該当条文の刑が確定したときは該当しないという理解でよろしいでしょうか。 (なお、建設工事請負契約書（案）第47条(12)ハでは、「この契約に関し」という限定が明示に付されております)	お見込みのとおりです。
7	4	9	1		設計・建設業務	建設工事請負契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び入札提案書類に基づき実施との記載がございますが、本基本契約書（案）の記載がございませんが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8	5	10	1		運營業務	運營業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び入札提案書類に基づき実施との記載がございますが、本基本契約書（案）の記載がございませんが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	12	2		事故、故障等の発生時の対応	本項は運営期間中の事象に関するものであるため、「受注者を構成する各当事者」「受注者を構成する運営事業者以外の各当事者」を構成員のみとし、協力企業は本項における協議・協力に参加しないルール・体制としてもよろしいでしょうか。	事故故障等の原因追及び責任の所在を明らかにするために、協力企業の参加が必要な場合には、協力企業を含めた協議体制にしてください。
10	6	16	2	(1)	新ごみ処理施設における電気事業法上の責任等	受注者又は運営事業者は電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとの記載がございますが、当該項は設置者の義務について示されていることから、受注者又は運営事業者は設置者とはならないため「みなし設置者」となることを意図しているとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	7	19			損害賠償	本条における「債務不履行」とは、基本契約書の違反のみを指し、建設工事請負契約または運營業務委託契約の債務不履行に関しては本条の連帯責任の対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	7	19			損害賠償	基本契約書第9条第2項で「新ごみ処理施設の完成引渡期限は令和13年3月31日まで」と定められており、この期限を徒過した場合は、本条の損害賠償の対象となりますでしょうか。 （なお、建設工事請負契約書（案）第54条第5項では、設計・建設期間内に工事を完成することができない場合、損害賠償額の予定として遅延日数に応じ年3%の割合で計算された額と定められております。）	本基本契約の損害賠償の対象になりません。

8 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	表紙				5 契約保証金	運營業務委託契約書の表紙同様に、契約保証金については「本約款第4条に定める通りする」としてはいかがでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
2	1	1	12		総則	建設工事請負契約における「構成員」という用語は、入札説明書と異なり、協力企業を含むという理解でよろしいでしょうか。「構成企業」等の別の用語にご変更いただけないでしょうか。	ここでいう構成員とは、共同企業体の構成員のことです。
3	4	5の2	2	(1) (2) (3)	著作権の譲渡等	実施設計図書には受注者の設計計算書、設計ノウハウ等が含まれており、そのような企業情報、秘密が公表又は第三者に開示された場合には、受注者の競争上地位が害される可能性があります。実施設計図書を公表する場合及び第三者に開示する場合は、その対象について協議の上決定することとして頂きますようお願いします。	基本的には要求水準書P212第3編第2章1.2.2（2）（ア）に従い対応いただくものとなりますが、知的財産としての重要性が高いなど、本組合が認めるものについては協議の対象とします。
4	3	5			著作権の譲渡等	実施設計図書に関しては、企業秘密等が含まれるものがございいます。利用に関して受注者へ配慮いただけないでしょうか。つきましては、「実施設計図書の利用に際しては、受注者に対して事前に確認を行うものとし、発注者と受注者は必要により実施設計図書の利用に関して協議を行うものとする」と追記いただけないでしょうか。	質問は建設工事請負契約書（案）第5条の2に対するものと理解します。 No. 3の回答をご参照ください。
5	4	5の2	5		著作権の譲渡等	「（著作権法第10条第1項第9号）に規定するプログラムの著作物をいう。）」とございますが、一つ目の閉じ括弧は誤記になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。
6	4	6	2		下請負人の選定、禁止等	「請負人は、山梨県建設工事請負契約に係る～選定してはならない」とありますが、著しく不相当とはどのような場合を想定されていますでしょうか。	現時点では具体的に想定していません。
7	4	6の2	2		下請負人の選定、禁止等	「著しく不相当と認められる下請負人」とございますが、具体的にどのような者が想定されていますでしょうか？	No. 6の回答をご参照ください。
8	8	11の2	5		業務実施状況モニタリング	発注者の改善指示について、受注者が実施できない理由が、不可抗力などの受注者の責めに帰し得ない事由による場合は、第46条第6号に該当することはないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
9	13	25	2		基準日	基準となる変動前の賃金又は物価は入札公告日の属する月とありますが、全体スライド・単品スライド・インフレスライドに係らず入札公告日の属する月が基準になるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	15	29の2	2		法令の変更	「それ以外の法令変更に基づく場合は、受注者の負担とする」とございますが、受注者負担の法令変更とは具体的にどのようなものが想定されますでしょうか。	法人所得税率の変更等を想定しています。
11	18	37	1		部分払	部分払の各年度の請求回数について想定回数があればご教示ください。	部分払いの請求回数は各年度1回程度を想定しています。 なお、今回提示している建設工事請負契約書（案）は、中間前払金に関する記載はありませんが、契約協議の際には、中間前払金に関する記載を追加します。
12	21	44の2	1		性能保証責任	本条項の違反があった場合は、契約不適合があるとして第56条で処理されるとの認識でよろしいでしょうか。	性能保証責任は、適切な運転・維持管理を実施することを前提として施設性能を維持できることの保証を求める目的であり、第56条にいう契約不適合責任に係る規定は適用しません。
13	27	57	4		公正入札違約金	「受注者は、第47条第12号イからハまでのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。」とありますが、本件事業の入札に限って有効と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

9 運營業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	4	(2)	総則	「質問回答書」の公表日は、令和7年4月30日（予定）、令和7年7月18日（予定）とありますが、それぞれ令和7年5月21日（予定）、令和7年7月30日（予定）と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。
2	1	1	4	(3)	総則	不可抗力については、COVID-19のように社会情勢へ大きな影響を及ぼす感染症も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1	1	4	(3)	総則	「不可抗力」には、伝染病の流行、第三者によるサイバー攻撃や日本市場での資材の不足も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	伝染病の流行、第三者によるサイバー攻撃については、お見込みのとおりです。 日本市場での資材不足については、その原因が、戦争やテロ、伝染病の流行などにより日本全体で同様の事象が生じていることが明白である場合は、お見込みのとおりです。
4	3	5	7		業務遂行	受注者は、運營業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとするとの記載ですが、苦情の内容により、例えば本施設の存在自体やごみ処理のあり方等事業者では対応できない苦情への対応は貴組合に報告、協議の上で解決を図るものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	3	5	7		業務遂行	発注者が締結する住民協定等について、想定される協定の内容をご教示ください。	公害協定等を予定していますが、内容については決定しておりません。
6	5	10	2		一括再委託等の禁止	提案書に基づいて再委託された「構成企業」との記載がありますが、入札説明資料P2の用語の定義No. 27にある「構成事業者」と同義との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。

9 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7	5	11	2		受注者に対する措置要求	①著しく不適当な者に対する措置について、「発注者が合理的に満足する内容で決定し」とありますが、ここでいう「合理的に」満足する内容とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、受注者側の人物に著しく不適当な者がある場合の措置について、受注者の行為・協力を要することから、その措置内容に発注者が満足できない不合理な点があってはならないことを定めた趣旨と考えられます。そこで、「合理的に満足する内容」とは、「受注者がとろうとする措置の内容に不合理な点がない」場合、すなわち、受注者がとろうとする措置につき、発注者が書面で明示した理由に対して、考慮すべき事項が考慮されていない又は考慮すべきでない事項が考慮されているといった、判断過程に不合理性を認めるべき事情が認められない場合には、「合理的に満足する内容」といえると考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的に見て妥当と組合が認める場合を言います。 ②は、質問の場合には基本的にお見込みのとおりですが、その時点での組合の判断によります。
8	5	11	4		受注者に対する措置要求	①著しく不適当な者に対する措置について、「受注者が合理的に満足する内容で決定し」とありますが、ここでいう「合理的に」満足する内容とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、発注者側の人物に著しく不適当な者がある場合の措置について、発注者の行為・協力を要することから、その措置内容に受注者が満足できない不合理な点があってはならないことを定めた趣旨と考えられます。そこで、「合理的に満足する内容」とは、「発注者がとろうとする措置の内容に不合理な点がない」場合、すなわち、発注者がとろうとする措置につき、受注者が書面で明示した理由に対して、考慮すべき事項が考慮されていない又は考慮すべきでない事項が考慮されているといった、判断過程に不合理性を認めるべき事情が認められない場合には、「合理的に満足する内容」といえると考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的に見て妥当と組合が認める場合を言います。 ②は、質問の場合には基本的にお見込みのとおりですが、その時点での組合の判断によります。
9	6	14	1	(1)	運営業務の範囲	運営業務の範囲に関して、見学者・地域住民対応業務とありますが、貴組合業務として実施される見学者及び、貴組合と連携して実施する地域住民対応業務の貴組合対応分を除いた対応業務との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書P.5 第2章8(1)イ(ウ)に記載のとおりとします。 なお、小学校の社会化見学など、学校に関する受付、引率、説明等の対応は運営事業者が実施する範囲とします。

9 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10	6	14	1	(1)	運営業務の範囲	貴組合で設置したビオトープに設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）に係る維持管理を運転業務に含む。とありますが、添付資料17にはビオトープまわりの電気・計装設備については記載もないため、具体的にご教示頂けますでしょうか。（可能であれば図面を頂きたいです。）また、故障による部品交換や消耗品、更新などについては運営事業者の維持管理範囲外との理解でよろしいでしょうか。	現時点では、組合でビオトープに設置する電気・計装設備（建築電気設備を含む）はありません。 なお、事業者側でビオトープに設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）は運営事業者の維持管理範囲に含まれます。
11	6	14	1	(1)	運営業務の範囲	貴組合がビオトープに設置した電気・計装設備（建築電気設備を含む）に係る維持管理業務の中で事業者が設計、施工時のかしを明らかにした場合については、その業務は対象外との理解でよろしいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
12	7	20	1		住民対応	受注者は、発注者が周辺住民等と締結する協定等を順守するものと理解しますが、事業者の業務に係る内容があれば、入札や契約とは別に協定締結前に確認させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	8	21	2		災害発生時などの協力	①災害その他不測の事態が生じたことに伴う要求水準書の計画処理量を超える多量の処理対象物を処理する等の状況への対処に受注者が協力した場合、「発注者は、受注者に発生した合理的な範囲の追加費用を受注者に支払う。」とありますが、ここでの「合理的な」範囲とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②要求水準書の計画処理量を超える量の処理等を行うことに受注者が協力することは、本来は契約外の業務に受注者が協力することを意味するため、当該協力によって発生した費用は、原則として支払われるべき追加費用にあたるものと考えられます。そこで、ここでの「合理的な範囲の追加費用を…支払う」とは、災害等への協力にかこつけて請求するような「不合理な追加費用」を支払対象から除く趣旨であって、災害等への協力と無関係であることが証拠上明確な費用は例外的に支払対象に含まれないことを意味するものと考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的に見て妥当、又はやむを得ないと組合が認める範囲を言います。 ②は、質問の場合には基本的にお見込みのとおりです。
14	8	22	1	(5)	資源物等及び余熱に係る取扱い	落じん灰については所定の方法で回収することを前提に、引き取り業者等に引渡しするまで新ごみ処理施設内に貯留・保管をすることと記載がございますが、保管するドラム缶の数量を想定するため、1回あたりの引き取り量（約4t/回）をご教示お願い致します。	ドラム缶50缶（10t定量）を予定しています。

9 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
15	8	22	2	(3)	余剰電力	「発注者は…余剰電力の売却に係る契約を電気事業者と締結するものとし、売却によって得られた収入は、発注者に帰属するものとする」とありますが、同契約書別紙7の記載内容を正として考えてよろしいでしょうか。 別紙7によれば、小売電気事業者との契約は運営事業者が正の理解です。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。
16	8	23			搬入禁止物及び処理不適物に係る取扱い	受け入れた処理対象物の中に搬入禁止物がないことを確認しなければならない。との記載がございますが、搬入禁止物は要求水準書の用語の定義No. 14の排出禁止物と同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。
17	8	23	2		搬入禁止物及び処理不適物に係る取扱い	受注者側は、排出禁止物及び処理不適物の混入を防止し、混入が確認された場合、当該排出禁止物及び処理不適物を排除しなければならない義務が課せられておりますが、処理不適物に関しては具体的な品目が記載されておられません。具体的に品目をお示し頂くことは可能でしょうか。 なお、現時点で具体的にお示しいただくことが困難であれば、落札者決定後のしかるべき段階において提示・協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	処理不適物は、事業者が提案する処理方式の特徴により変わるものと認識しています。このため、処理不適物については、落札者決定後に事業者と協議のうえ決定することとします。
18	10	27	3		発注者による業務遂行状況のモニタリング	①受注者は、発注者から、新ごみ処理施設への立入り等の申出があった場合又は運営業務の遂行状況・収支状況等について説明の請求があった場合には、「合理的な理由がある場合を除いて」これに応じなければならないとありますが、ここでいう「合理的な理由」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、発注者によるモニタリング又は運営状況確認の目的で、これらに必要な情報を収集する手段として発注者に認められた行為（第2項）の実効性を確保するために定められたものと考えられます。そこで、受注者が発注者の申出又は請求に応じて第2項の目的に資さない状況にある場合は「合理的な理由」があるものと考えてよろしいでしょうか。 ③また、施設への立入等については、安全管理上その時期に立入等を行うことに不都合ある等の事情がある場合には「合理的な理由」があるものと考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的に見て妥当、又はやむを得ないと組合が認める場合を言います。 ②は、その時点での組合の判断によります。 ③は、質問の場合には基本的にお見込みのとおりですが、その時点での組合の判断によります。

9 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
19	11	32	1		性能未達期間に生じる費用の負担	①発注者の責めに帰すべき事由による運転停止等の事態が生じた場合、発注者は、各種の追加費用及び受注者に生じた損害を「合理的な範囲で負担する。」とありますが、ここでいう「合理的な範囲」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②発注者の責めに帰すべき事由により生じた追加費用及び損害は、受注者の善管注意義務違反により発生又は拡大した損害であって受注者の帰責性の割合に相当する部分（ただし書き）を除き、発注者が負担するのが原則と考えられます。そこで、ここでいう「発注者は…合理的な範囲で負担する。」とは、発注者が負担するのが不合理と認められる追加費用及び損害を発注者の負担範囲から除く趣旨であって、発注者の帰責事由と無関係であることが証拠上明確な追加費用及び損害は例外的に負担範囲に含まれないことを意味するものと考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的に見て妥当、又はやむを得ないと組合が認める範囲を言います。 ②は、基本的にお見込みのとおりですが、その時点での組合の判断によります。
20	12	36	2		ごみ質	①計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入され場合において、その逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を「受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したとき」は、受注者は当該費用増加分の精算を請求できるとありますが、ここでいう「合理的に説明」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②運営事業の役割分担上、処理対象物の収集運搬は発注者の所掌であることから、処理対象物が計画ごみ質の範囲を逸脱することへのリスクは原則として発注者が負担すべきものと考えられます。 また、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された事実が認められ、かつ、当該処理対象物の処理期間において処理費用の増加が認められることを、受注者が発注者に対して証拠に基づいて説明した場合には、特段の事情がない限り、当該費用の増加は当該計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理によるものであることが事実上推定できるものと考えられます。 そこで、本項の運用については、受注者が上記のような説明をした場合には、当該費用の増加が当該計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理とは無関係であることが明らかな例外的な場合を除き、発注者において、受注者の当該説明内容は「合理的」なものであるとしてご同意いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的に見て妥当、又はやむを得ないと組合が認める範囲を言います。 ②は、受注者が根拠を示した上で説明を行った上でその根拠が客観的に妥当若しくはやむを得ないと組合が認める場合、合理性を認めます。

9 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
21	13	40	1		受注者の債務不履行に対する猶予期間	①受注者の帰責事由により新ごみ処理施設の正常な運営ができなくなったときは、「受注者が再び運営業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断される場合を除き」、改善のための猶予期間が与えられるとありますが、ここでいう「事実上不可能と合理的に判断される場合」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、受注者の運営業務が履行不能であるかどうかの判断基準を定めたものと考えられるところ、一般に、履行不能であるかどうかは、契約及び取引上の社会通念に照らして判断するものと考えられます（民法第412条第1項参照）。そこで、物理的には施設の運営が可能な場合であっても、社会通念上、運営業務の継続を受注者に期待することができない場合には、ここでいう「事実上不可能と合理的に判断される場合」にあたるものと考えてよろしいでしょうか。	①民法第412条の2第1項の「不能」と実質的に同義です。 ②物理的な不能に限られない点は、お見込みのとおりです。 なお、質問にある「民法第412条第1項」とあるのは、「民法第412条の2第1項」と理解しました。
22	13	40	2		受注者の債務不履行に対する猶予期間	①90日間の猶予期間を経過した後であっても、「合理的な理由があると発注者が判断する場合」には、猶予期間の延長が認められるとありますが、ここでいう「合理的な理由」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、第1項を前提として、所定の場合に猶予期間の延長を認める趣旨であることから、第1項に基づく改善のための猶予期間を延長することがやむを得ないといえる場合、例えば、受注者が猶予期間を延長すれば施設の正常な運転を再開できること（すなわち債務不履行の状態を解消できること）を疎明したような場合には、発注者において「合理的な理由」があるご判断いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①は、猶予期間を延長することにより、債務不履行の状態が解消されることが客観的に期待できると組合が判断する等の場合です。 ②は、お見込みのとおりです。

9 運營業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
23	13	41	3		法令変更	①第2項の協議開始から30日以内に契約変更等の対応措置につき合意が成立しない場合、発注者は「当該法令変更への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、…」とありますが、ここでいう「合理的な」対応措置とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、30日以内に協議が調わない場合に発注者が対応措置の内容を決定できるとしつつ、公平の観点から、その決定内容は客観的に不合理なものであってはならないことを定めた趣旨と考えられます。そこで、発注者が本項により対応措置を決定する場合には、その内容が合理的といえるかどうかを後日検証できるようにするため、その決定理由を書面で付記いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的、社会通念的に見て妥当と組合が判断するものを言います。 ②は、お見込みのとおりです。
24	14	42	3		不可抗力によって発生した費用等の負担	①第2項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力の生じた日から30日以内に契約変更等についての合意が成立しない場合、発注者は、「当該不可抗力への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、…」とありますが、ここでいう「合理的な」対応措置とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、30日以内に協議が調わない場合に発注者が対応措置の内容を決定できるとしつつ、公平の観点から、その決定内容は客観的に不合理なものであってはならないことを定めた趣旨と考えられます。そこで、発注者が本項により対応措置を決定する場合には、その内容が合理的といえるかどうかを後日検証できるようにするため、その決定理由を書面で付記いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①は、客観的、社会通念的に見て妥当と組合が判断するものを言います。 ②は、お見込みのとおりです。
25	14	43	3		不可抗力によって発生した費用等の負担	第2項で定める協議によって、運營業務委託契約の変更及び費用負担等についての合意が成立した場合は、別紙5は適用されないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	15	45	2		新ごみ処理施設の改良保全	「新技術等」の導入検討に係る費用は、原則として受注者が負担し、「ただし、発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用」については発注者が負担する、とあります。 「合理的と発注者が認める費用」に該当するのは、具体的にはどのような場合でしょうか。基準が必ずしも明確ではないと考えられるため、考え方をお示しくださるようお願いいたします。	本事業では要求水準書等に示す条件に基づく事業者提案により整備された施設を運営していくことになりますが、将来何らかの新技術によりごみ処理の効率化が図られ、その果実を発注者・受注者とも享受できる場合が考えられます。

9 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
27	15	47	5		本件事業終了時の明け渡し条件	協議開始の日から12か月前までに協議が整わない場合、との記載がございますが、要求水準書P212 1.2.2 (3)ウの記載に合わせて、運営期間満了日の12か月前までに、と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正いたします。
28	16	49	1		発注者の解除権	①発注者都合による契約の全部解除について、「発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う」とありますが、ここでいう「合理的な範囲」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、受注者の債務不履行の有無にかかわらず、発注者の都合で契約解除ができる代わりに、受注者に生じる損害を賠償すべきことを定めたものであり、発注者都合による契約解除によって受注者が受ける損害は、因果関係が認められる限りは発注者が賠償すべきであるのが原則と考えられます。そこで、「合理的な範囲において…賠償する責を負う」とは、発注者が賠償するのは不合理と考えられる損害を賠償範囲が除外する趣旨であって、契約解除と無関係であることが証拠上明確な損害は例外的に賠償範囲に含まれないことを意味するものと考えてよろしいでしょうか。	①は、基本的に貴社質問の後段に示されているとおりですが、全部解除に伴い発生する直接的な費用であり、遺失利益は含まないものとします。 ②は、基本的にはお見込みのとおりですが、全部解除に伴い発生する直接的な費用を対象とし、具体的には協議を経て決定します。なお、本条は、受注者の債務不履行の有無を規定しているものではありません。
29	18	52			発注者による一部解除権	①発注者都合による契約の一部解除について、「発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う」とありますが、ここでいう「合理的な範囲」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、受注者の債務不履行の有無にかかわらず、発注者の都合で契約の一部解除ができる代わりに、受注者に生じる損害を賠償すべきことを定めたものであり、発注者都合による契約解除によって受注者が受ける損害は、因果関係が認められる限りは発注者が賠償すべきであるのが原則と考えられます。そこで、「合理的な範囲において…賠償する責を負う」とは、発注者が賠償するのは不合理と考えられる損害を賠償範囲が除外する趣旨であって、契約解除と無関係であることが証拠上明確な損害は例外的に賠償範囲に含まれないことを意味するものと考えてよろしいでしょうか。	①は、基本的に貴社質問の後段に示されているとおりですが、一部解除に伴い発生する直接的な費用であり、遺失利益は含まないものとします。 ②は、基本的にはお見込みのとおりですが、一部解除に伴い発生する直接的な費用を対象とし、具体的には協議を経て決定します。なお、本条は、受注者の債務不履行の有無を規定しているものではありません。

9 運營業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
30	22	63	2		経営状況の報告等	受注者は、各事業年度において当該事業年度の財務書類を作成し、所定の監査を受けた上で当該事業年度の最終日から3ヶ月以内に発注者へ提出することが規定されていますが、この部分については、基本契約書第7条7項の規定に基づき、「運営事業者の株主総会後速やかに発注者に提出するものとする」と読み替えることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。
31	27	別紙3	1	(2)	非常用（常用）発電設備の排ガス基準	発電設備の排ガス基準値の記載がございいますが、非常用として設置する場合には、P26の別紙2の測定項目及び測定頻度に当該項目の記載がなく、また法的にも定期計測義務がないことから、排ガスの定期計測は不要との理解で宜しいでしょうか。	発電機を非常用として設置する場合にあってもp. 26 別紙2に記載の排ガス基準は遵守する必要があるものと認識ください。なお、別紙2の測定項目と測定頻度ですが、p. 27 別紙3の表2に示すばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物のそれぞれに対し、【2回/年】の測定を規定するものとします。
32	29	別紙4			運營業務委託費料A	運營業務委託費料A（変動費）に燃料費の記載がございいますが、運營業務委託費料B（固定費）に変更させて頂けますようお願い致します。（焼却炉の立上げ下げ、非常用発電機に燃料は使用するもので処理量に応じた変動費に該当しないためです。）	運營業務委託料Bに変更する提案を可とします。
33	29	別紙4	2		運營業務に係る対価の算定方法	ごみ焼却施設運營業務委託料A（変動費）の算定方法については、各支払期の「焼却処理量(実績値)」を元に算出することとなっていますが、「ごみ搬入量(実績値)」を元に算出することに変更いただけないでしょうか。	提案は認められません。
34	29	別紙4	2	※1	運營業務に係る対価の算定方法	①ごみ処理施設運營業務委託料A（変動費用）につき、「その他費用」は「合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。」とありますが、ここでいう「合理的な説明」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②「その他費用」は、事業者の提案事項であることから、一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用であることの理由説明内容が一見して不合理と認められなければ、「合理的な説明」といえるものと考えてよろしいでしょうか。	①は、貴社質問の後段に示されている理解で結構です。 ②は、お見込みのとおりです。
35	30, 31	別紙4	4	(1)	物価変動等による改定（物価変動等の指標）	物価変動等の指数を示した表がございいますが、提案する指数がある場合、添付資料に入札説明書に記載ある指数と提案する指数を併記した資料を添付させて頂きたいのですが、お認め頂けますでしょうか。	提案書のうち、様式第14号に添付することは認めますが、当該指数を認めるかについては契約協議時の協議によります。

9 運營業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
36	31	別紙4	4	(2)	物価変動等による改定 (改定の条件)	初回の改定の比較対象は、入札公告日時点で公表されている最新の指標（直近12 か月の平均値）とすると記載がございますが、今後物価改定指標の変更などがあった場合、遡って貴組合及び事業者の入札公告時時点での確認が困難と思われるため、確認日を運營業務委託契約締結日と変更いただけないでしょうか。 また、その場合の平均値算定期間は、直近12ヶ月ではなく、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）と期間をあらかじめ決定頂けないでしょうか。	運營業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。 基準が変わった場合は接続指数を用いたトレースは可能であり、また指数を構成する物品の入れ替えがあった場合は協議を行います。
37	31	別紙4	4	(2)	改定の条件	物価変動等による改定の条件として、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に適用される規定となっていますが、職員給与等への反映性向上のため、±1.0%に見直し頂けないでしょうか。	運營業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。
38	33	別紙5	1		不可抗力の場合の費用 負担	①不可抗力により運營業務に関して受注者に発生した追加費用の定義につき「不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。」とありますが、ここでいう「合理的な関連性」「合理的な金額の範囲内」とは、どのように理解したらよろしいでしょうか。 ②本項は、当事者双方の責めに帰することができない不可抗力によって生じる追加費用の分担について、原則として100分の1を超える分は発注者が負担することを前提としつつ、公平な費用負担のため、発注者が負担するのが不合理と考えられる費用項目及び金額を例外的に除外する趣旨で「合理的な」範囲の限定を付したものと考えられます。そこで、「合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のもの」とは、不可抗力と無関係であることが証拠上明確な追加費用項目及び金額は例外的に発注者の負担範囲に含まれないことを意味するものと考えてよろしいでしょうか。	①は、貴社質問の後段に示されている理解で結構です。 ②は、基本的にお見込みのとおりですが、その時点での組合の判断によります。